

# 三重県外郭団体等改革方針

平成25年3月

## 目 次

1	課題	1
2	見直しの対象	1
3	見直しの実施期間	1
4	団体見直しの視点	3
5	個別団体の見直し	4
	(1) 団体のあり方の見直し	4
	(2) 県関与の見直し	6
6	外郭団体等への県関与の基本方針	8
別添 1		
	団体別見直し方針	11
別添 2		
	外郭団体等への県職員の役員等就任についての基本的な考え方	31
別添 3		
	外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度（概要）	32
(参考資料)		
	県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例	35

## 1 課題

県は、外郭団体等を通じて、機動的かつ弾力的に実現しようとする行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、その設立及びあり方等に対して必要な関与を行ってきた。

平成 15 年の「三重県外郭団体改革方針」による見直しを実施した後、およそ 10 年が経過するなかで、社会経済情勢の変化も踏まえ、事業目的の妥当性や団体実施の必要性、団体経営の視点などから、団体の目的や事業内容について精査し、団体のあり方を見直すことが必要である。

また、各団体のあり方や団体の自主・自立の観点も考慮のうえ、現状の団体への県の関与が適切かどうかを確認し、必要な見直しを実施したうえで、県が関与すべき部分と団体に任せる部分など、今後の県の関与のあり方について明確化を図ることが必要である。

## 2 見直しの対象

下記の団体について見直しを実施する。(別表：見直し対象団体一覧参照)

### (1) 外郭団体

- ① 県の出資（出捐を含む。以下、「出資等」という。）の割合が 4 分の 1 以上の公益法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人）や株式会社などの団体
- ② 県の出資等の割合が 4 分の 1 未満で、県が筆頭出資者である公益法人などの団体

### (2) 県が人的支援かつ財政的支援を実施する団体

（全国的な活動を行う団体を除く）

#### 県が人的支援を行う団体

- ・ 平成 24 年度に「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成 12 年法律第 50 号。以下「派遣法」という。）に基づき職員を派遣する団体

#### 県が財政的支援を行う団体

- ・ 平成 24 年度に補助金の支出を予定している団体
- ・ 平成 24 年度に損失補償又は債務保証を実施している団体

## 3 見直しの実施期間

この外郭団体等改革方針に基づき、三重県行財政改革取組期間である平成 27 年度までを集中的な見直し期間として、必要な見直しを実施する。

## 見直し対象団体一覧

	部	団体名	備考
1	健康福祉部	(社福) 三重県厚生事業団	外郭団体
2	健康福祉部	(財) 三重ボランティア基金	外郭団体
3	健康福祉部	(財) 三重県小動物施設管理公社	外郭団体
4	健康福祉部	(財) 三重県生活衛生営業指導センター	外郭団体
5	健康福祉部	(公財) 三重県救急医療情報センター	外郭団体
6	健康福祉部	(公財) 三重こどもわかもの育成財団	外郭団体
7	環境生活部	(財) 三重県環境保全事業団	外郭団体
8	環境生活部	(公財) 三重県立美術館協力会	外郭団体
9	環境生活部	(財) 国史跡齋宮跡保存協会	外郭団体
10	環境生活部	(公財) 三重県文化振興事業団	外郭団体
11	環境生活部	(公財) 三重県国際交流財団	外郭団体
12	地域連携部	伊勢鉄道(株)	外郭団体
13	地域連携部	(一財) 伊勢湾海洋スポーツセンター	外郭団体
14	地域連携部	(財) 三重県武道振興会	外郭団体
15	地域連携部	(公財) 三重県体育協会	外郭団体
16	農林水産部	(公財) 三重県農林水産支援センター	外郭団体
17	農林水産部	(株) 三重県松阪食肉公社	外郭団体
18	農林水産部	(株) 三重県四日市畜産公社	外郭団体
19	農林水産部	(社) 三重県畜産協会	外郭団体
20	農林水産部	(社) 三重県青果物価格安定基金協会	外郭団体
21	農林水産部	(公社) 三重県緑化推進協会	外郭団体
22	農林水産部	(公財) 三重県水産振興事業団	外郭団体
23	農林水産部	(財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	外郭団体
24	農林水産部	三重県漁業信用基金協会	外郭団体
25	雇用経済部	(株) 三重データクラフト	外郭団体
26	雇用経済部	(財) 三重県労働福祉協会	外郭団体
27	雇用経済部	(公財) 国際環境技術移転センター	外郭団体
28	雇用経済部	(公財) 三重県産業支援センター	外郭団体
29	雇用経済部	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター	外郭団体
30	雇用経済部	三重県信用保証協会	外郭団体
31	県土整備部	(公財) 三重県建設技術センター	外郭団体
32	県土整備部	三重県土地開発公社	外郭団体
33	県土整備部	三重県道路公社	外郭団体
34	県土整備部	三重県住宅供給公社	外郭団体
35	県土整備部	(財) 三重県下水道公社	外郭団体
36	警察本部	(公財) 暴力追放三重県民センター	外郭団体
37	雇用経済部	(社) 三重県観光連盟	人的かつ財政的支援団体
38	警察本部	(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター	人的かつ財政的支援団体

#### 4 団体見直しの視点

見直しの対象団体について、下記の視点で精査を行い、必要な見直しを実施する。

##### (1) 団体のあり方の見直し

###### ① 事業目的の妥当性

- ・ 事業目的は、現在でも、県民や社会のニーズを真に反映しているか。
- ・ 時代状況の変化により、事業の必要性や期待する効果が低くなっているか。

###### ② 団体実施の必要性

- ・ 事業実施にあたっては、県とは適切に役割分担がなされているか。
- ・ 事業内容は、民間企業や他の非営利団体等では代替できないものか。

###### ③ 団体経営の視点

###### ア 手段の有効性

- ・ 事業の実施により、期待される効果が実際に得られているか。
- ・ 事業実施にあたり的確な目標を設定しているか。

###### イ 手段の効率性

- ・ 投入された資源量に見合った結果が実際に得られているか。
- ・ 必要な結果がより少ない資源量で得られる方法がないか。
- ・ 同一の資源量でより大きな結果が得られる方法がないか。

###### ウ 緊要性

- ・ 妥当性、必要性、有効性、効率性が認められたとしても、団体の経営状況を勘案した場合、事業に緊要性が認められるか。

##### (2) 県関与の見直し

次の項目について、県関与を縮小する方向で見直しを行う。

###### ① 出資等

- ・ 団体運営への参画の妥当性について、設立時の経緯等も踏まえて検証し、見直しを行う。
- ・ 公益法人制度改革にあわせて、法人移行後の県関与の必要性について検討する。

###### ② 財政的支援（委託・補助金等）

- ・ 団体への県の予算措置のあり方については、事業の検証を行い、必要性の有無からゼロベースで見直しを行う。

###### ③ 人的支援（職員派遣、役員就任等）

- ・ 職員の派遣や知事、副知事等の団体役員等への就任について、必要性の有無からゼロベースで見直しを行う。

## 5 個別団体の見直し

個別団体の主な見直し概要は下記のとおりであり、実施についての詳細は「団体別見直し方針」（別添1）のとおりとする。

### (1) 団体のあり方の見直し

見直しの視点に基づき、団体の目的や事業内容についての精査を行い、団体のあり方について検証を行った結果は、以下のとおりである。

「団体のあり方の見直し」で見直しが必要な団体	18団体
① 事業目的の妥当性	1団体
② 団体実施の必要性	5団体
③ 団体経営の視点	
ア 手段の有効性	9団体
イ 手段の効率性	12団体
ウ 緊要性	2団体

\*①から③の見直し項目は、重複する場合がありますので、見直しが必要な団体数とはあわない。

見直しの視点ごとに必要な見直しの方向を類型化すると以下のとおりであり、主な個別団体の見直し方向は、別表(1)「団体のあり方見直し」のとおりである。

#### 見直しの方向の類型化

- ①「事業目的の妥当性」に問題がある場合→A 団体の存廃等を含めて検討  
B 抜本的な団体のあり方見直し
- ②「団体実施の必要性」に問題がある場合→A 団体の存廃等を含めて検討  
B 抜本的な団体のあり方見直し  
C 県等との役割分担の見直し  
D 他団体による代替実施の検討
- ③「団体経営の視点」
  - ア「手段の有効性」に問題がある場合 →E 事業見直しによる効果の改善  
F 中長期経営計画等の策定
  - イ「手段の効率性」に問題がある場合 →G 事業手段見直しによる効率性の改善
  - ウ「緊要性」に問題がある場合 →H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討

別表(1)「団体のあり方見直し」

見直しの視点／見直しの方向	団体名
①「事業目的の妥当性」に問題がある場合（1団体）	
B 抜本的な団体のあり方見直し	(公財)国際環境技術移転センター
②「団体実施の必要性」に問題がある場合（5団体）	
A 団体の存廃等を含めて検討	(財)三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会
C 県等との役割分担の見直し	(公財)三重県農林水産支援センター (公財)国際環境技術移転センター (公財)三重県産業支援センター (社)三重県観光連盟
③「団体経営の視点」に問題がある場合 ア「手段の有効性」に問題がある場合（9団体）	
E 事業見直しによる効果の改善	(財)三重ボランティア基金 (財)三重県小動物施設管理公社 (財)三重県武道振興会 (財)三重県労働福祉協会 三重県信用保証協会 (社)三重県観光連盟
F 中長期経営計画等の策定	(財)三重県労働福祉協会 (公財)国際環境技術移転センター (公財)三重県産業支援センター (財)三重北勢地域地場産業振興センター
イ「手段の効率性」に問題がある場合（12団体）	
G 事業手段見直しによる効率性の改善	(財)三重ボランティア基金 (公財)三重こどもわかもの育成財団 (財)国史跡斎宮跡保存協会 (財)三重県武道振興会 (公財)三重県農林水産支援センター (株)三重県松阪食肉公社 (株)三重県四日市畜産公社 (公社)三重県緑化推進協会 (公財)三重県水産振興事業団 (株)三重データクラフト (公財)国際環境技術移転センター (財)三重北勢地域地場産業振興センター
ウ「緊要性」に問題がある場合（2団体）	
H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討	(公財)三重県農林水産支援センター (公財)国際環境技術移転センター

## (2) 県関与の見直し

見直しの視点に基づき、各団体への県の関与について検証を行った結果は、以下のとおりであり、主な個別団体の見直しの方向は、別表(2)「県関与の見直し」のとおりである。

「県関与の見直し」で見直しが必要な団体	26団体
① 出資等の見直し	1団体
② 財政的支援（委託、補助金等）の見直し	9団体
③ 人的支援	
ア 職員派遣の見直し	9団体
イ 役員等就任の見直し	23団体

\*①から③の見直し項目は、重複する場合がありますので、見直しが必要な団体数とはあわない。

別表(2)「県関与の見直し」

見直しの方向	団体名
①出資等の見直し(1団体)	伊勢鉄道(株)
②委託・補助金等の見直し (9団体)	(財)国史跡斎宮跡保存協会 (公財)三重県国際交流財団 (財)三重県武道振興会 (公財)三重県農林水産支援センター (公財)三重県水産振興事業団 (財)三重県労働福祉協会 (公財)三重県産業支援センター (社)三重県観光連盟 三重県土地開発公社
③ア 職員派遣の見直し (9団体)	(公財)三重県農林水産支援センター (公財)国際環境技術移転センター (公財)三重県産業支援センター (社)三重県観光連盟 (公財)三重県建設技術センター 三重県土地開発公社 三重県道路公社 三重県住宅供給公社 (財)三重県下水道公社
③イ 役員等就任の見直し (23団体)	(社福)三重県厚生事業団 (財)三重ボランティア基金 (財)三重県小動物施設管理公社 (財)三重県生活衛生営業指導センター (公財)三重県救急医療情報センター (財)三重県環境保全事業団 (公財)三重県国際交流財団 伊勢鉄道(株) (一財)伊勢湾海洋スポーツセンター (財)三重県武道振興会 (公財)三重県農林水産支援センター (社)三重県青果物価格安定基金協会 (公財)三重県水産振興事業団 (財)三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会 (株)三重データクラフト (財)三重県労働福祉協会 (公財)国際環境技術移転センター (公財)三重県産業支援センター (財)三重北勢地域地場産業振興センター (社)三重県観光連盟 (公財)三重県建設技術センター 三重県土地開発公社 (財)三重県下水道公社

## 6 外郭団体等への県関与の基本方針

今後の県の外郭団体等への関与のあり方については、公益法人制度改革の趣旨も踏まえ、団体の自主・自立の観点を重視し、次のとおりとする。

### (1) 出資等

団体に出資等を行うに当たっては、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」(平成14年三重県条例第41号。以下「条例」という。)に基づき、十分な検討を行った上で、適正な事業規模等に見合った額を設定し、県の責任や役割に応じた適切な額とすること。

また、公益法人制度改革に伴う新法人への移行に際して、外郭団体に出資等されている、県出資・出捐金(以下「出資金等」という。)については、新法人移行後も基本財産として設定するよう要請するとともに、県出資金等が公金であることを踏まえ、安易に取り崩さないよう要請するものとする。

### (2) 財政的支援(委託・補助金等)

外郭団体等への財政的支援にあたっては、団体が簡素で効率的な経営を行い、県民への質の高いサービスを提供できるよう、団体自身の事務事業の見直し、整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を図り、県からの自主・自立を促し、必要最小限の支援にとどめる。

特に、団体への補助金等の予算措置にあたっては、事業の検討を行い、必要性の有無からゼロベースで見直しを行うものとする。

### (3) 人的支援等

#### ① 職員派遣

団体の自主・自立の観点から県職員の外郭団体等への派遣については、原則として行わないものとする。なお、現在実施している外郭団体等への職員派遣については、「団体別見直し方針」に基づき、年次計画を立てて廃止に向けて見直しを行うものとする。

#### ② 役員等への就任

団体運営にはこれまで以上に透明性・信頼性が求められており、団体自らが責任を持って自主的・自立的に運営を行うことが重要であることから、外郭団体等への県職員の役員等への就任については、「外郭団体等への県職員の役員等就任についての基本的な考え方」(別添2)により取り扱うものとする。

### ③ 外郭団体等における県退職職員の活用について

県退職職員の外郭団体等への再就職については、外郭団体等の自主・自立、手続の透明性、公平性などの観点から、平成24年度から「外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度」(別添3)を試行実施するものとし、毎年度、前年度退職者にかかる外郭団体等への再就職者については、公表を行う。

なお、県退職職員の外郭団体での退職金については、廃止の取扱いを継続するものとし、退職職員を採用しようとする外郭団体に対しては、退職金を支給しないよう要請するものとする。

## (4) その他

### ① 県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価

条例に基づく県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価(以下、「団体経営評価」という。)については、公益法人制度などの制度的な改革への対応に伴い、平成24年度中に経営評価手法の見直しを行い、平成25年度の評価から適用する。

なお、現在、団体経営評価については、条例の規定に基づき県の出資等の割合が4分の1以上の外郭団体について実施しているところであるが、団体運営の透明性の確保や県民への説明責任などの観点から、評価の対象範囲を拡大するものとし、外郭団体として位置づけられている、県の出資等の割合が4分の1未満で県が筆頭出資者である団体に対しても、団体の独立性や自立的運営に配慮しつつ、当該団体及び出資者と十分な調整をはかりながら、評価の実施を要請するものとする。

### ② 経営計画に基づく団体運営

外郭団体の運営については、成果目標や人件費等を含む中長期経営計画等に基づき行うことを各団体に要請するものとし、団体経営評価において団体の中長期経営計画等の策定状況や成果目標とその実績について公表を行う。



団体別見直し方針

1 健康福祉部

(社福) 三重県厚生事業団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>第4次中期経営計画に掲げた基本目標である、経営基盤の充実、質の高いサービスの提供、地域社会への貢献、組織の活性化に着実に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(財) 三重ボランティア基金

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>E 事業見直しによる効果の改善</p> <p>G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>団体の安定した運営を行うために、事業活動の積極的なPRを行い、より多くの寄付金の募集に取り組む。</p> <p>また、現在の助成事業のメニューについて、ボランティア団体への支援方法として最も効果的なものか検証を行い、ボランティア団体の自立を促進し、新たな自立支援方策となるような助成事業に見直しを行う。</p>	<p>県職員の役員等就任について見直しを行う。</p> <p>知事の理事長職就任について見直しを行う。</p>

(財) 三重県小動物施設管理公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>E 事業見直しによる効果の改善</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>人への危害防止を中心とした「管理」から、動物愛護の観点を重視した「愛護管理」への転換が求められていることから、動物愛護管理センターの機能整備の拡充について検討を行う。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p> <p>健康福祉部長の理事長職就任について見直しを行う。</p>

(財) 三重県生活衛生営業指導センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>引き続き、生活衛生営業者や利用者等のニーズを把握するとともに、経営指導員の資質の向上及び相談機能の強化を図り、効率的な事業に取り組む。</p> <p>公益財団法人への移行を目指していることから、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(公財) 三重県救急医療情報センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>引き続き、県民のニーズに応えるため、救急医療情報システムへの参加医療機関（時間外診療）の増加に取り組む。</p> <p>公益財団法人として、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(公財) 三重こどもわかもの育成財団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>
<p>みえこどもの城の指定管理業務および事業実施の原資である運用財産が減少し続けている青少年育成事業について、関係者との協議もしながら、効果的、効率的な事業の実施となるよう、今後の事業のあり方について検討を行う。</p>	<p>—</p>

## 2 環境生活部

### (財) 三重県環境保全事業団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>溶融処理施設については、施設の安全な管理や解体撤去に向けた準備を進めるとともに、残された課題について、廃棄物処理センター運営協議会において、県、市町とともに課題の解決にあたる。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

### (公財) 三重県立美術館協力会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>
<p>ミュージアムショップの収益力の向上や賛助会員の増加に向けた取組により、経営基盤の強化を図る。</p> <p>公益財団法人として、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>—</p>

### (財) 国史跡齋宮跡保存協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>② 委託・補助金等の見直し</p>
<p>体験学習事業について、より魅力的なものとなるよう創意工夫するとともに、自主財源の確保と経費の削減に向けた検討を行う。</p> <p>齋宮跡の保存・活用を図る中核団体として、組織力の向上に取り組む。</p> <p>公益財団法人へ移行することから、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>随意契約について、総合評価一般競争入札などの方法の導入に向けた検討を行う。</p>

(公財) 三重県文化振興事業団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 —
継続して質の高いサービスが提供できるよう、財務基盤の強化や経費の節減、人材の確保・育成に取り組む。	—

(公財) 三重県国際交流財団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 ② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し
地域国際化協会及び県の多文化共生社会づくりを進める中核団体として、県内の団体を支援する取組を充実させ、各団体とのネットワークの強化、連携・協働を図る。 平成 24 年策定の中期計画の着実な実施を図り、経費の削減、自主財源の拡充に努め、財務基盤の強化に取り組む。	随意契約について、企画コンペや競争入札などの方法の導入に向けた検討を行う。  県職員の役員等就任について削減を行う。

### 3 地域連携部

#### 伊勢鉄道（株）

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>① 出資等の見直し</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>式年遷宮行事等による輸送量の増加が期待されることから、引き続き「輸送の安全確保」や「経営基盤の強化」、「輸送量・輸送力の増強」の施策に取り組む。</p>	<p>将来的な出資比率の見直しについて関係者と検討を行う。</p> <p>県職員の役員等就任について見直しを行う。</p>

#### (一財) 伊勢湾海洋スポーツセンター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>引き続き、事業の工夫充実や経費削減等の経営努力に努め、本県の海洋スポーツの普及振興に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

#### (財) 三重県武道振興会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>E 事業見直しによる効果の改善</p> <p>G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>② 委託・補助金等の見直し</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>現在の三重武道館の機能が、津市の計画している屋内スポーツ施設内に移転整備される予定にあることから、効果的な事業実施や効率的な団体運営にも配慮しつつ、津市、関係団体と今後の方向性について協議を行う。</p>	<p>団体のあり方についての津市、関係団体との協議結果を踏まえ、県の関与のあり方についても検討を行う。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(公財) 三重県体育協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 —
引き続き、国民体育大会や全国高等学校総合体育大会の開催を見据えた競技力向上対策を検討し、選手の育成・強化に取り組む。	—

#### 4 農林水産部

##### (公財) 三重県農林水産支援センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>C 県等との役割分担の見直し</li> <li>G 事業手段見直しによる効率性の改善</li> <li>H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討</li> </ul>	<p>【見直しの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 委託・補助金等の見直し</li> <li>③ア 職員派遣の見直し</li> <li>③イ 役員等就任の見直し</li> </ul>
<p>県との役割分担を見直し、今後の団体のあり方を検討するとともに、基金事業、県委託事業の見直しや人件費の削減などによる財務状況の改善などの検討を行う。</p>	<p>平成 26 年度末までに委託などについて縮減の方向で見直しを行う。</p> <p>県や関係団体等との役割分担及び実施業務について見直しを行う中で、職員派遣については、年次計画を立てて、平成 27 年度末の廃止に向けて見直しを行う。</p> <p>県職員の役員等就任について見直しを行う。</p> <p>知事の会長職就任について見直しを行う。 (平成 24 年度実施済)</p>

##### (株) 三重県松阪食肉公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>G 事業手段見直しによる効率性の改善</li> </ul>	<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>
<p>施設の老朽化に伴う改修や機器の更新など毎年、多大な経費が必要であり、中長期計画を基に、取扱頭数の増加対策の検討、各経費の見直しなどを行い、収益があげられる体制の構築に取り組む。</p>	<p>—</p>

(株) 三重県四日市畜産公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】 —</p>
<p>中長期計画に基づき、内臓処理業務の見直しや人件費削減などを進めることで累積欠損額の削減を行い、団体運営の健全化に取り組む。</p>	<p>—</p>

(社) 三重県畜産協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 —</p>	<p>【見直しの方向】 —</p>
<p>第3次中期計画で定める基本方向、事業展開を確実に達成し、畜産農家に対し総合的かつ専門的な知見により経営指導が行え、かつ、高生産性の畜産経営体の育成・支援に取り組める運営体制にすることが必要である。このため経営面において、自主財源の確保や協会の運営改善についても積極的に取り組む。</p>	<p>—</p>

(社) 三重県青果物価格安定基金協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 —</p>	<p>【見直しの方向】 ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>野菜の価格安定制度や果実需給均衡に対する生産指導など事業実施にあたっては、関係各機関との連携を強めて効果的な支援に取り組む。 公益社団法人へ移行することから、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(公社) 三重県緑化推進協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】 —</p>
<p>昨今の社会経済状況から、募金収入など厳しい状況が予想される中、安定的な法人運営に資するため、企業等と連携しながら緑の募金の効果的な普及活動を実施するとともに、協会会員の増加や経費削減等に取り組む。</p>	<p>—</p>

(公財) 三重県水産振興事業団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】 ② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>栽培漁業センターの老朽化診断を実施し、生産施設の集約化など栽培漁業のあり方の見直しや、飼育手法の効率化等により経費の削減をさらに進めるとともに、水産研究所で開発された種苗生産に係る技術を受け入れることで職員の資質向上を図り、効率性の改善に繋げる。</p>	<p>生産施設の集約化や飼育方法の効率化などにより、委託や補助事業について縮減の方向で見直しを行う。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 A 団体の存廃等を含めて検討</p>	<p>【見直しの方向】 ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>予算が小規模であり、団体運営の効率化を図るため、公益法人への移行を契機に、類似の目的をもつ団体と合併するなど見直しを行う。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

三重県漁業信用基金協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>
<p>今後、代位弁済の増加が見込まれていることから、中期経営計画に基づき、事業管理費の一層の節減や求償権回収の促進による引当金の削減を図るなど効率的な団体運営に取り組む。</p>	<p>—</p>

## 5 雇用経済部

### (株) 三重データクラフト

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】 ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>特定のグループ企業からの発注が大部分を占めており、経営を左右していることから、新規顧客開拓等の取組を継続する。業務の実施にあたっては、中期経営計画に基づき、目標を定め計画的に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

### (財) 三重県労働福祉協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 E 事業見直しによる効果の改善 F 中長期経営計画等の策定</p>	<p>【見直しの方向】 ② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>三重県勤労者福祉会館のサービスの向上に努めるとともに、勤労者福祉の増進のため、より効果的な自主事業の充実に取り組む。また、地域若者サポートステーションとして、他支援機関とのネットワークの強化に取り組む。業務の実施にあたっては、中期経営計画を策定し、目標を定め計画的に取り組む。</p> <p>公益財団法人へ移行することから、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>労働福祉対策事業補助金(勤労者福祉会館会議室管理運営費の助成)については、平成25年度から廃止する。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(公財) 国際環境技術移転センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>B 抜本的な団体のあり方見直し</li> <li>C 県等との役割分担の見直し</li> <li>F 中長期経営計画等の策定</li> <li>G 事業手段見直しによる効率性の改善</li> <li>H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討</li> </ul>	<p>【見直しの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ア 職員派遣の見直し</li> <li>③イ 役員等就任の見直し</li> </ul>
<p>団体の本来の役割である環境技術移転の取組を充実させるとともに、今後取り組むべき県内中小企業等の海外展開への支援、産業振興にかかる取組を含めた団体の新たな事業展開について、県、四日市市、関係団体等と協議し、県民や社会のニーズを反映した事業実施が可能となるよう、団体のあり方について抜本的な見直しを行う。</p> <p>経営改善のため中期経営計画を策定し経費の削減等に計画的に取り組むとともに、維持管理費が団体の経営を圧迫している研修・宿泊施設について、団体の事業展開の検討を進める中で、新たな活用について検討を進める。</p>	<p>平成 27 年度末までに職員派遣を廃止する。</p> <p>知事の理事長職就任について見直しを行う。</p>

(公財) 三重県産業支援センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>C 県等との役割分担の見直し</p> <p>F 中長期経営計画等の策定</p> <hr/> <p>「みえ県民力ビジョン」、「みえ産業振興戦略」を着実に推進するため、産業支援センターの担うべき役割について、見直しを行う。県、市町、関係団体等との役割分担について検討のうえ、専門性やノウハウを生かした事業展開となるよう、業務の取捨選択、自主事業の充実に取り組む。</p> <p>財務基盤の強化や専門性を持った人材の確保・育成を計画的に実施するため、中期経営計画を早期に策定する。</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>② 委託・補助金等の見直し</p> <p>③ア 職員派遣の見直し</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p> <hr/> <p>県や関係団体等との役割分担について検討を行う中で、委託事業や補助事業について縮減の方向で見直しを行う。財政的支援のあり方については、県が必要とする委託事業のほか、団体の専門性や自主性が生かせるものとなるよう検討する。</p> <p>県や関係団体等との役割分担及び実施業務について見直しを行う中で、職員派遣について、廃止を前提として年次計画を立てて見直しを行う。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。知事の会長職就任について見直しを行う。(平成 24 年度実施済)</p>

(財) 三重北勢地域地場産業振興センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>F 中長期経営計画等の策定</p> <p>G 事業手段見直しによる効率性の改善</p> <hr/> <p>効果的な情報発信に努めるとともに、情報発信事業主体の事業展開から、専門性やノウハウを生かし、事業者の価値創造型産業への転換の取組を支援する事業へシフトするよう見直しを行う。</p> <p>中期経営計画を早期に策定する。</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p> <hr/> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

三重県信用保証協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 E 事業見直しによる効果の改善</p>	<p>【見直しの方向】 —</p>
<p>景気の動向に応じた適正な保証の実施により中小企業の経営安定化を支援するとともに、「みえ県民力ビジョン」や「みえ産業振興戦略」といった県施策の方向に沿った、協会独自の信用保証の実施など、支援の充実に取り組む。</p>	<p>—</p>

(社) 三重県観光連盟

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】 C 県等との役割分担の見直し E 事業見直しによる効果の改善</p>	<p>【見直しの方向】 ② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>団体が担うべき役割について検討し、県と団体の役割分担について見直しを行う。 従来の情報発信・提供業務のほか、県内の観光振興を推進する中核団体として、関係団体等の支援や誘客に向けた自立的な取組の充実を検討する。 観光キャンペーンにおいて県と協働するとともに、キャンペーン後の観光振興について主体的な役割が果たせるよう、専門性の確保、人材の育成及び財務基盤の強化に取り組む。</p>	<p>県と団体との役割分担を見直す中で、平成27年度末までに自立的な運営について検討を行い、財政的支援の縮減に向けた見直しを行う。  県と団体の役割分担を見直す中で、職員派遣については27年度末までに廃止する。  知事の名誉会長職就任について見直しを行う。(平成24年度実施済)</p>

## 6 県土整備部

### (公財) 三重県建設技術センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③ア 職員派遣の見直し</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく県内唯一の「発注者支援機関」として、県や市町を補完する機能を強化するとともに、建築確認検査等は、民間と競合しない範囲において、県民へのユニバーサル・サービスの提供という観点で取り組む。</p>	<p>平成 27 年度末までに職員派遣を廃止する。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

### 三重県土地開発公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>② 委託・補助金等の見直し</p> <p>③ア 職員派遣の見直し</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>専門機関としての公社の機能と能力を高めていくとともに、計画的な人材の育成と、より一層効率的な用地取得体制の構築に取り組む。</p>	<p>「公共用地等先行取得資金貸付金」について、従来の 41 億円を平成 24 年度から 20 億円に減額したところであるが、平成 25 年度以降も資金需要に応じて見直しを行う。</p> <p>平成 27 年度末までに公社専任の職員派遣を廃止する。</p> <p>県住宅公社の清算が平成 26 年度末終了予定であり、業務が減少することから、平成 27 年度末までに 3 公社兼務の職員派遣を廃止する。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

### 三重県道路公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 ③ア 職員派遣の見直し
引き続き、平成 25 年度に供用開始を予定している第二伊勢道路を活用し、利用者に伊勢二見鳥羽有料道路の利便性をPRするとともに、管理コストの削減を進め、少しでも有料道路事業の終了時期が早まるように取り組む。	県住宅公社の清算が平成 26 年度末終了予定であり、業務が減少することから、平成 27 年度末までに 3 公社兼務の職員派遣を廃止する。

### 三重県住宅供給公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 ③ア 職員派遣の見直し
団体を解散し、清算中であることから、計画どおり平成 26 年度末までに清算業務を終了し、団体の廃止を目指して取り組む。	団体の廃止に伴い 3 公社兼務の職員派遣を廃止する。

### (財) 三重県下水道公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し
流入水量が増加する中、処理コストの削減を行うなど効率的な運営を実施するとともに、下水道の普及啓発、技術者の育成に取り組む。	職員派遣について、年次計画を立てて廃止する。  県職員の役員等就任について見直しを行う。

## 7 警察本部

### (公財) 暴力追放三重県民センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>
<p>社会における暴力団排除機運の高揚に伴い、暴力団排除活動の中核を担うセンターに対する要請が高まっている中、引き続き県民ニーズの把握に努め、関係機関・団体との連携を密にし、真に実効ある活動に取り組む。</p> <p>特に、厳しい経済情勢に鑑み、寄付金・賛助金の更なる拡充に努めるなど、財政基盤の確立に取り組む。</p>	<p>—</p>

### (公社) みえ犯罪被害者総合支援センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>
<p>引き続き、犯罪被害者等の支援活動を実施するため、ボランティア支援員育成について充実を図るとともに、県民の犯罪被害者支援に対する理解を一層深めるため、より効果的な広報啓発活動に取り組む。</p> <p>特に、厳しい経済情勢に鑑み、会員の拡大、寄付金の更なる拡充等、財政基盤の確立に取り組む。</p> <p>さらに、公益社団法人として、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>—</p>



団体別見直し方針:主な見直しの方向一覧

部	団体名	団体のあり方見直し（見直しの方向）	県関与の見直し（見直しの方向）	備考
1 健康福祉部	(社福) 三重県厚生事業団		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
2 健康福祉部	(財) 三重ボランティア基金	E 事業見直しによる効果の改善 G 事業手段見直しによる効率性の改善	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
3 健康福祉部	(財) 三重県小動物施設管理公社	E 事業見直しによる効果の改善	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
4 健康福祉部	(財) 三重県生活衛生営業指導センター		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
5 健康福祉部	(公財) 三重県救急医療情報センター		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
6 健康福祉部	(公財) 三重こどもわかもの育成財団	G 事業手段見直しによる効率性の改善		外郭団体
7 環境生活部	(財) 三重県環境保全事業団		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
8 環境生活部	(公財) 三重県立美術館協力会			外郭団体
9 環境生活部	(財) 国史跡齋宮跡保存協会	G 事業手段見直しによる効率性の改善	② 委託・補助金等の見直し	外郭団体
10 環境生活部	(公財) 三重県文化振興事業団			外郭団体
11 環境生活部	(公財) 三重県国際交流財団		② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
12 地域連携部	伊勢鉄道(株)		① 出資等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
13 地域連携部	(一財) 伊勢湾海洋スポーツセンター		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
14 地域連携部	(財) 三重県武道振興会	E 事業見直しによる効果の改善 G 事業手段見直しによる効率性の改善	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
15 地域連携部	(公財) 三重県体育協会			外郭団体
16 農林水産部	(公財) 三重県農林水産支援センター	C 県等との役割分担の見直し G 事業手段見直しによる効率性の改善 H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
17 農林水産部	(株) 三重県松阪食肉公社	G 事業手段見直しによる効率性の改善		外郭団体
18 農林水産部	(株) 三重県四日市畜産公社	G 事業手段見直しによる効率性の改善		外郭団体
19 農林水産部	(社) 三重県畜産協会			外郭団体
20 農林水産部	(社) 三重県青果物価格安定基金協会		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
21 農林水産部	(公社) 三重県緑化推進協会	G 事業手段見直しによる効率性の改善		外郭団体
22 農林水産部	(公財) 三重県水産振興事業団	G 事業手段見直しによる効率性の改善	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
23 農林水産部	(財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	A 団体の存廃等を含めて検討	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
24 農林水産部	三重県漁業信用基金協会			外郭団体
25 雇用経済部	(株) 三重データクラフト	G 事業手段見直しによる効率性の改善	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
26 雇用経済部	(財) 三重県労働福祉協会	E 事業見直しによる効果の改善 F 中長期経営計画等の策定	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
27 雇用経済部	(公財) 国際環境技術移転センター	B 抜本的な団体のあり方見直し C 県等との役割分担の見直し F 中長期経営計画等の策定 G 事業手段見直しによる効率性の改善 H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討	③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
28 雇用経済部	(公財) 三重県産業支援センター	C 県等との役割分担の見直し F 中長期経営計画等の策定	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
29 雇用経済部	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター	F 中長期経営計画等の策定 G 事業手段見直しによる効率性の改善	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
30 雇用経済部	三重県信用保証協会	E 事業見直しによる効果の改善		外郭団体
31 県土整備部	(公財) 三重県建設技術センター		③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
32 県土整備部	三重県土地開発公社		② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
33 県土整備部	三重県道路公社		③ア 職員派遣の見直し	外郭団体
34 県土整備部	三重県住宅供給公社		③ア 職員派遣の見直し	外郭団体
35 県土整備部	(財) 三重県下水道公社		③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
36 警察本部	(公財) 暴力追放三重県民センター			外郭団体
37 雇用経済部	(社) 三重県観光連盟	C 県等との役割分担の見直し E 事業見直しによる効果の改善	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	人的かつ財政的支援団体
38 警察本部	(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター			人的かつ財政的支援団体



## 外郭団体等への県職員の役員等就任についての基本的な考え方

法人運営にはこれまで以上に透明性・信頼性が求められており、法人自らが責任を持って自主的・自立的に運営を行うことが重要である。公益法人制度改革においては、理事等の役職に与えられた役割や責任を自ら果たすことが求められるなど、法人の内部統治に関する事項が法制化されている。

このようなことから、外郭団体等への県職員の役員等への就任については、原則以下のとおり取り扱うものとする。

### (原則)

- 1 外郭団体等の自主・自立の観点から、役員等として運営に関与する必要がない場合は、原則として県職員の役員等への就任は行わないものとする。
- 2 団体の役員等への就任が必要と判断する場合であっても、経営責任を明確にするため、原則として団体における代表権のある役員への就任は行わないものとする。
- 3 財団法人の役員等に就任を必要とする場合にあつては、監督機関としての評議員への就任を基本とするものとし、団体の業務執行に直接携わる理事への就任は、特別の事情がある場合を除き、原則行わないものとする。
- 4 役員等への就任が必要であると判断する場合でも、同一団体への役員等への就任は、県全体で必要最小限となるようにする。
- 5 公益法人制度改革等において、公認会計士や税理士等の外部有識者を活用するなど、団体の監査機能の強化が求められるため、県職員は原則として団体の監事（監査役）に就任しないものとする。

## 外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度（概要）

### 1 趣旨

県退職職員の外郭団体等への再就職について、現行の取扱いを廃止し、県退職職員を活用しようとする外郭団体等の自主・自立、手続の透明性、機会の均等などを確保しながら、退職職員の活用を図るため、「外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度（以下「本制度」という）」を試行実施する。

### 2 現行制度からの改善点等制度の特色

(1) これまでの再就職の仕組としては、県退職予定職員の活用を希望する団体の要請を受けて、県側が条件に合致する求人1名に対し、退職予定者1名を情報提供し、団体が採用を決定していたが、透明性や公平性等が課題となっていた。

(2) このため、県退職予定者を対象とした本制度を設け、情報を一元的に集約・提供し、競争的な選考により就職者が決定される仕組を構築することとする。

#### （主な改善点）

- ① 団体が希望者の中から選考できるため、団体の自主性・自立性と選考の迅速性が向上
- ② 県組織内で団体に情報提供するための選定がなくなるため、手続の透明性と迅速性が向上
- ③ 県退職予定者が該当する全ての求人の中からエントリーできるため、機会の公平・公正性等が向上

### 3 制度の概要

#### (1) 対象団体

従来の情報提供の取扱いと同様に外郭団体及び協議により同様の措置を要請する団体（県と出資関係の無い営利法人、宗教・政治目的等の団体を除く）とする。

なお、法令等の規定に基づき知事等が団体役員を任命する場合などについては、当該法令等の規定によることを原則とする。

#### (2) 対象職員

当該年度末に退職予定の常勤の職員（既に退職した職員、再任用職員を除く）とする。

### (3) 手続の概要

(※ 丸数字はフロー図に対応)

総務部内（行財政改革推進課）に本制度の窓口を設置

#### (登録)

- ① 本制度による再就職を希望する退職予定職員は、窓口へ登録
- ① 県退職予定職員の採用を希望する団体は、求人情報を窓口へ提出  
(窓口は、新たに本制度により県退職職員の活用をはかろうとする団体については、登録条件の確認を行い、本制度に登録)

#### (求人情報へのエントリー)

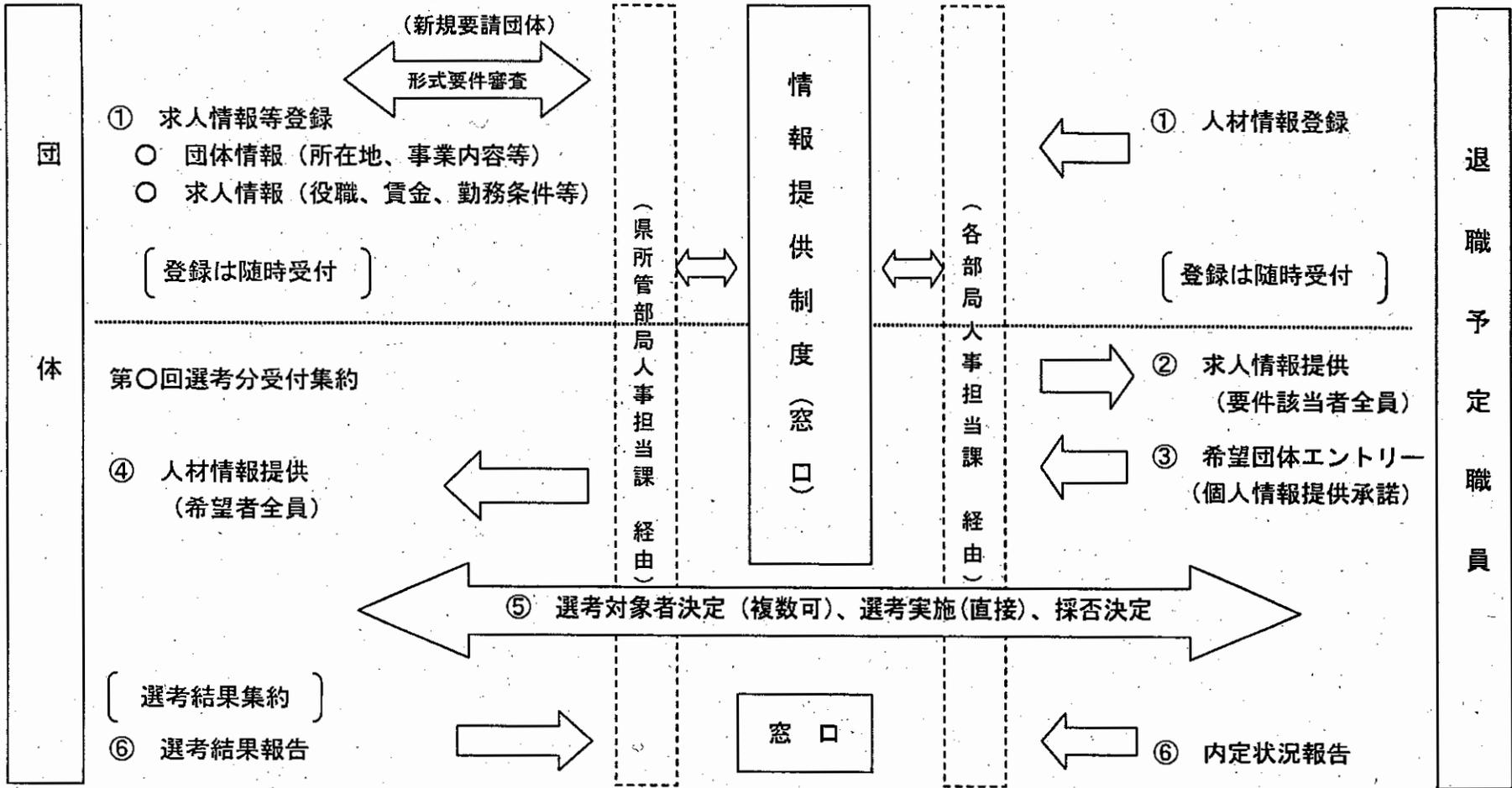
- ② 窓口は、求人情報を求人条件に該当する全ての登録職員に提供
- ③ 登録職員は、希望する求人情報にエントリー  
(複数可、個人情報の提供承諾)
- ④ 窓口は、全てのエントリーの情報を団体へ提供

#### (選考)

- ⑤ 団体は、直接、選考対象とする登録職員に通知、選考を実施し採否を決定
- ⑥ 団体は、選考結果を窓口へ報告
- ⑥ 登録職員は、内定状況を窓口へ報告

#### (公表)

- ⑦ 窓口は、再就職情報を集約し、公表



※ 以降、上記手続きを、未決定団体(追加登録含む)及び未決定人材(追加登録含む)の間で実施

[ 4月以降 ]

⑦ 再就職情報公表

## 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例 (平成14年3月26日三重県条例第41号)

### (目的)

第一条 この条例は、社会経済情勢の変化に対応し、県が出資法人を通じて機動的かつ弾力的に実現しようとする多様な行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、県の出資法人への関わり方に係る基本的な事項を定め、もって公正で透明性の高い、簡素かつ効率的な県行政の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「出資法人」とは、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資する法人をいう。

2 この条例において「二分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が二分の一以上のものをいう。

3 この条例において「四分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一以上二分の一未満のものをいう。

4 この条例において「主要出資法人」とは、二分の一出資法人及び四分の一出資法人をいう。

5 この条例において「規則」とは、知事が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五条第一項の規定により制定する規則、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条第一項の規定により制定する教育委員会規則及び公安委員会が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十八条第五項の規定により制定する公安委員会規則をいう。

### (役割分担と協働)

第三条 県は、県と出資法人とが、各々の役割及び責任の分担を明確にし、出資法人の自律性を高めるとともに、両者が協働して、県民の福祉を向上させるよう努めなければならない。

### (事業)

第四条 知事、教育委員会又は公安委員会（以下「知事等」という。）は、その所管に係る主要出資法人がその目的に照らし、適切な内容の事業を効果的かつ効率的に行うよう、必要に応じて、助言、指導又は勧告（以下「助言等」という。）を行うものとする。

### (情報公開)

第五条 知事等は、その所管に係る主要出資法人が情報公開を積極的に推進するよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

### (役員)

第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責にかんがみ、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令又は定款において、役員を選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。

一部改正〔平成二〇年条例二七号〕

### (財務運営)

第七条 知事等は、その所管に係る主要出資法人において、適切な会計処理、安全かつ確実な資産運用等適正な財務運営が行われるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

(県の委託業務等)

第八条 県がその業務を出資法人に委託する場合の委託料の金額は、当該業務の対価として相当なものでなければならない。

2 県が出資法人に対して交付する補助金、交付金その他これに類するものについては、当該出資法人の目的及び事業に即したものでなければならない。

(評価)

第九条 知事等は、規則で定めるところにより、毎年一回、その所管に係る二分の一の出資法人に対して、当該二分の一の出資法人が自らその目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、前項の規定による報告について、あらかじめ定める基準に従い、審査及び評価を行うものとする。

3 知事等は、その所管に係る四分の一の出資法人に対して、前二項の規定の例により、報告を求め、審査及び評価を行うよう努めなければならない。

4 知事は、前二項の規定による審査及び評価の結果について、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(法人形態の転換等)

第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等にかんがみ、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。

2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によって財源を確保することが困難となっているものであって、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものであるときは、当該事業の全部又は一部を公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。

一部改正〔平成二〇年条例二七号〕

(出資割合等の見直し)

第十一条 知事等は、その所管に係る出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的と出資法人の自律的運営とを勘案して、出資の割合、役員及び職員の派遣、支援その他県の出資法人への関わり方について、適宜見直しに努めなければならない。

2 県は、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一未満のものについて、県の施策を実現する上で特に県の関わり方を強める必要があると認める場合には、その必要の程度に応じて、県の出資の割合を四分の一又は二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

3 県は、四分の一の出資法人について、県の施策を実現する上で特に必要があると認める場合には、県の出資の割合を二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

(自律的運営等への配慮)

第十二条 知事等は、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

(教育委員会等所管主要出資法人の特例)

第十三条 知事は、教育委員会又は公安委員会の所管に係る主要出資法人について、必要と認めるときは、当該委員会に対して、第四条から第七条まで及び第十条の規定による助言等を行うよう求めることができる。

(出資)

第十四条 県は、出資法人に係る出資を行うに当たっては、出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の確実かつ効果的な達成の可能性、県の財政的負担、人的支援その他県の関わり方に関する事項について、十分配慮しなければならない。

2 県は、次の各号のいずれかに該当する出資、出えん又は信託を行う場合には、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、法令に定めのある場合を除く。

一 法人に対する県の出資の割合が四分の一以上になる場合の出資又は出えん

二 四分の一出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資の割合が二分の一以上になる場合の出資又は出えん

三 七千万円以上の出資、出えん又は信託（地方自治法第二百三十五条の四第一項の規定による歳計現金の保管及び同法第二百四十一条第二項の規定による基金の運用の場合を除く。）

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

2 第九条の規定は、この条例の施行の日以後に事業年度が終了する主要出資法人の当該事業年度に係る評価から適用する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第二十七号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、（中略）第三条中県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(特例民法法人に関する経過措置)

2 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって同法第百六条第一項（同法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものをいう。）については、第二条の規定による改正前の県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例第二条、第二章、第四十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 三重県債権管理適正化指針

平成 25 年 3 月 27 日

## 目 次

1	はじめに	1
2	これまでの取組の成果と課題	1
	(1) 現状	1
	(2) これまでの取組事例	3
	(3) 債権管理の課題	3
3	債権管理の基本姿勢	4
4	全庁的な債権管理方針	4
	(1) 滞納の未然防止・管理手法	4
	(2) 債権回収の強化	4
	(3) 債権の適切な整理	4
	(4) 制度運用の強化	4
	(5) 債権管理の目標・公表	4
	(参考) 事務処理フロー	5
5	債権管理の具体的取組	6
	(1) 滞納の未然防止・管理手法	6
	ア 債権発生前の対策	6
	イ 債権の記録・資料の保存	6
	ウ 債務者の状況調査	6
	エ 情勢変化への対応（履行期限の繰上げ、債権の申出等）	6
	(2) 債権回収の強化	7
	ア 督促の徹底	7
	イ 納付指導	7
	ウ 所在調査・財産調査	7
	エ 時効の中断等	7
	オ 法的措置（強制徴収、強制執行等）	8
	カ 民間委託の活用	8

(3) 債権の適切な整理	8
ア 徴収停止	8
イ 履行期限の延長	9
ウ 債務の免除	9
エ 権利の放棄	9
オ 不納欠損処分	10
(4) 制度運用の強化	10
ア 納付方法の工夫	10
イ 延滞金等の通知（延滞金・遅延損害金・違約金）	10
ウ 標準マニュアルの策定	11
エ 研修機会の提供	11
オ 債権管理の一層の推進	11
(5) 債権管理の目標・公表	11
ア 債権管理の目標及び処理計画の作成	11
イ 県民への公表	11
ウ 推進組織	11
(6) その他	11
ア 間接貸付金	11
イ 繰上償還の規定	11
ウ 事務決裁委任規則の整理	12
エ その他	12
6 今後のスケジュール	12
7 今後の課題	12

<別添>

別添 1	債権管理簿の整備	13
別添 2	債権管理の自己検査の実施について	14
別添 3	三重県 税外債権 徴収強化月間 について	15
別添 4	債権回収と債権整理のルールの整理	16
別添 5	休眠法人への対応ルール	17
別添 6	履行延期の特約等（非強制徴収公債権・私債権）	19
別添 7	三重県 不納欠損基準	23
別添 8	三重県 税外収入通則条例（公債権対象） 延滞金減免基準	27
別添 9	債権徴収額の目標設定及び活動指標を併用した検証の仕組み	28
別添 10	履行期限の繰上げ（地方自治法施行令 171 の 3） <非強制徴収公債権、私債権>	29

## 1 はじめに

平成 22 年度末において収入未済額は約 134 億円となり、その内訳は県税約 69 億円、県税以外約 65 億円であり、その解消は県財政運営上大きな課題になっている。

このうち、税外の収入未済対策については、貸付金、負担金、使用料、弁償金、代執行費等多種多様であり、所管室は 20 以上の所属（11 部局）と多岐にわたることから、それぞれが独自に取り組み、これまでは全庁的に統一された取組がなされていなかった。

このことから、平成 24 年度組織改正において、「税務・債権管理課」を設置し、税外未収金対策として、全庁的な対応策を検討することとした。

税外未収金の対応にあたっては、関係部局が所管する債権の種類が公債権・私債権など多種多様であり、かつそれぞれの部局の収入未済対策の取組状況は一様でないことから、全庁的な収入未済対策について各部局と連携して、共通する課題について統一的な取扱いを定め事務の効率化に繋がる検討を行うことが不可欠と考えている。

今後、関係部局における貸付事業などの運営と債権の管理を適切に行っていくためには、所管部局が債権の発生から回収までを通して、主体的に責任を持って対応することが必要であり、それぞれの事業を行う所管部局が債権回収の責任を担うという原則を変えるものではない。

全庁的な収入未済対策の推進に取り組むにあたり、副知事を座長とした三重県債権管理推進会議を平成 24 年 5 月末に設け、他県における先進事例の調査や税外未収金を対象とした債権の実態把握を通じて課題の整理を進め、収入未済債権に対する全庁的な取組の枠組みの構築を推進する指針として、この「三重県債権管理適正化指針」（以下「指針」という。）を策定した。今後は、この指針によって県全体の収入未済額が縮減するよう取り組んでいく。

## 2 これまでの取組の成果と課題

### （1）現状

税外未収金は、平成 23 年度決算で 6,652 百万円である。債権を法的な性格の違いから「強制徴収公債権<sup>1</sup>」「非強制徴収公債権<sup>2</sup>」「私債権<sup>3</sup>」の 3 つに区分すると、金額ベースで「私債権（4,336 百万円, 65.2%）」が最も多く、次いで「強制徴収公債権（2,199 百万円, 33.1%）」、「非強制徴収公債権（117 百万円, 1.7%）」と続く。（表 1）

各区分の中で、未収金額が 1,000 万円以上ある債権の割合が高いのは貸付金が属する私債権（45.5%）、次いで強制徴収公債権（29.4%）、非強制徴収公債権（6.6%）である。（表 2）

<sup>1</sup> 強制徴収公債権 …公債権のうち、個々の法令により強制徴収手続が規定されている債権

<sup>2</sup> 非強制徴収公債権 …公債権のうち、個々の法令で強制徴収手続が規定されていない債権

<sup>3</sup> 私債権 …主に行政庁と相手方が両当事者の合意に基づいて発生する債権

表1 税外未収金の状況

		総計	強制徴収 公債権	非強制徴収 公債権	私債権
H23 年度未収金額	(百万円)	6,652	2,199	117	4,336
	割合(%)	100	33.1	1.7	65.2
現年度(百万円)		417	188	10	219
過年度(百万円)		6,235	2,011	107	4,117
主なもの			産廃行政代執行費(2,075)、 放置違反金(37)、 児童措置費負担金(32)	生活保護費返還金(85)、 恩給・扶助料過払金(9)	高度化資金貸付金(3,206)、 母子及び寡婦福祉資金貸付金(405)、 県立病院使用料等(137)
H23 年度不納欠損額 <sup>(※1)</sup> (百万円)		48	12	2	34
未収金のある債権の数		76	17	15	44

(※1)・「H23 年度不納欠損額」は調査対象債権分を集計した金額であり、調査対象外債権(23年度の不納欠損により未収金額がゼロになった債権)は含まれないため、決算額とは一致しない。  
・県立病院使用料等(病院事業会計)の不納欠損額は、「会計上の減額処理」額を計上している。

表2 未収金額別の状況

	総数		強制徴収 公債権		非強制徴収 公債権		私債権	
	債権数	割合(%)	債権数	割合(%)	債権数	割合(%)	債権数	割合(%)
未収金額 100万円 未満	31	40.8	7	41.2	7	46.7	17	38.6
100万円 以上 ~1,000万円 未満	19	25.0	5	29.4	7	46.7	7	15.9
1,000万円 以上	26	34.2	5	29.4	1	6.6	20	45.5
計	76	100.0	17	100.0	15	100.0	44	100.0

(未収金の内容)

未収金総額(6,652百万円)の1%弱(63百万円)が、居所等が不明で主債務者と連絡がとれない債権である。

私債権の未収金(4,336百万円)のうち、およそ半分(49.1%)の2,130百万円が10年以上経過している長期滞納である。(表3)

表3 未収金の内容

	総数	強制徴収 公債権	非強制徴収 公債権	私債権
H23年度未収金のうち				
居所等が不明で、主債務者と連絡がとれないもの(百万円)	63	8.1	0.3	54.7
10年以上経過の私債権(百万円)	2,130			2,130

## (2) これまでの取組事例

- 部内共通の横断的なマニュアルの作成  
健康福祉部では、部が所掌する債権の未収金徴収事務に係る、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の三区分別横断的なマニュアル（手引き）を作成し、担当課はそれに基づき徴収事務を行っている。（H6 旧福祉部作成）
- 弁護士に回収業務を委託  
（雇用経済部（H15～中小企業高度化資金貸付金）、教育委員会（H17～高等学校授業料未収金）、病院事業庁（H19～県立病院使用料等））
- 民間債権回収会社<sup>4</sup>に回収業務を委託  
（健康福祉部（H18～母子及び寡婦福祉資金貸付金）、雇用経済部（H18～中小企業設備近代化資金貸付金）、教育委員会（H20～高等学校等修学奨学金返還金））
- 支払督促の実施  
（県土整備部（県営住宅）、教育委員会（高等学校授業料未収金、高等学校等修学奨学金返還金）、企業庁（工業用水使用料金）、病院事業庁（県立病院使用料等））
- 法的措置（支払督促を除く。）の実施  
（環境生活部（産業廃棄物行政代執行費用）、雇用経済部（中小企業高度化資金貸付金、中小企業設備近代化資金貸付金、サマリー使用料）、県土整備部（県営住宅）、教育委員会（恩給・扶助料過払金）、警察本部（放置違反金）、病院事業庁（県立病院使用料等）など）

## (3) 債権管理の課題

- 税外収入通則条例や会計規則に債権管理に関する規定がなく、統一的な取扱方針が定められていないことなどから、督促手続や延滞金などの処理に不十分なものがあり、新たな規定の制定など事務処理を統一すべきものがある。
- 民事訴訟や支払督促等の活用が進んでいる債権もある一方、徴収を進めるためのノウハウ等の蓄積がなく、滞納者や連帯保証人への追跡や法的整理がなされないまま長期間経過している場合がある。
- 私債権や非強制徴収公債権の場合、調査権がないため財産調査等が困難である。
- 長期滞納債権には、債務者等が居所不明等のため回収が困難となっているものや、分納額が僅少のため完済までに長期間を要しているものがある。
- 回収可能性と回収コスト等とを考慮した、不納欠損や債権放棄に関する全庁的な基準が整理されていない。
- やむを得ず時効期間が経過してしまった場合、公債権は時効期間の経過のみで消滅するが、私債権は時効期間が経過しても債務者から時効の援用がなければ消滅しないので長期間債権の管理を行っているものが多い。
- 毎年度の未収金徴収目標額が設定されていない債権が多い。

<sup>4</sup> 弁護士法の特例として法務省の許可を受けて特定金融債権の管理や回収を業として行うことができる民間株式会社

### 3 債権管理の基本姿勢

債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

### 4 全庁的な債権管理方針

債権管理の基本姿勢に基づき、全庁的な債権管理方針を次のとおりとする。

#### (1) 滞納の未然防止・管理手法

- ・ 本県においては個別法による債権管理の手続は整理されているが、地方自治法等の一般的な手続について整理されていなかったため、債権の発生から消滅までの基本的な債権管理の手続を、他の法令等の定めがない場合にはこの指針に従って行うものとする。
- ・ 確実に債権の回収を行うため、貸付時の審査を厳格化し、債務者や保証人に対する制度周知の徹底など、適切な制度運用に努める。
- ・ 新規未収金が発生した際は、債権管理簿を作成し、必要書類とともにその記録・保管等を行い、債権担当者が交代しても一貫した対応ができるようにする。

#### (2) 債権回収の強化

- ・ 債務者の資産状況などに注意を払い、個々の債権の状況を正確に把握し、制度の趣旨を十分に考慮しながら、必要に応じて速やかに債権の保全・回収のための的確な措置を講じる。
- ・ 法令に基づく督促を徹底し、債務者が、督促後もなお債務を履行しない時は、早期交渉に着手し納付を促すとともに、納付に応じない場合は、財産調査などを行ったうえで、法令に基づいた的確な債権管理手段を選択する。また、返済する資力を有しているにもかかわらず返済に応じない悪質な債務者には、速やかに訴訟提起や強制執行等の手段を取ることで、未収金の回収を図る。
- ・ 民間委託など効果的な債権管理方法について引き続き検討する。

#### (3) 債権の適切な整理

- ・ 回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理の仕分けを行ったうえで、債務者の状況により法令等に基づいた債権整理の手続を進める。また、既存の法令等の範囲内では回収可能性の極めて低い未収金を長期に管理せざるを得ない場合があり、そのような状況を回避するため、徴収(執行)停止、履行期限の延長、債務の免除、権利の放棄等徴収緩和の措置を講ずる。

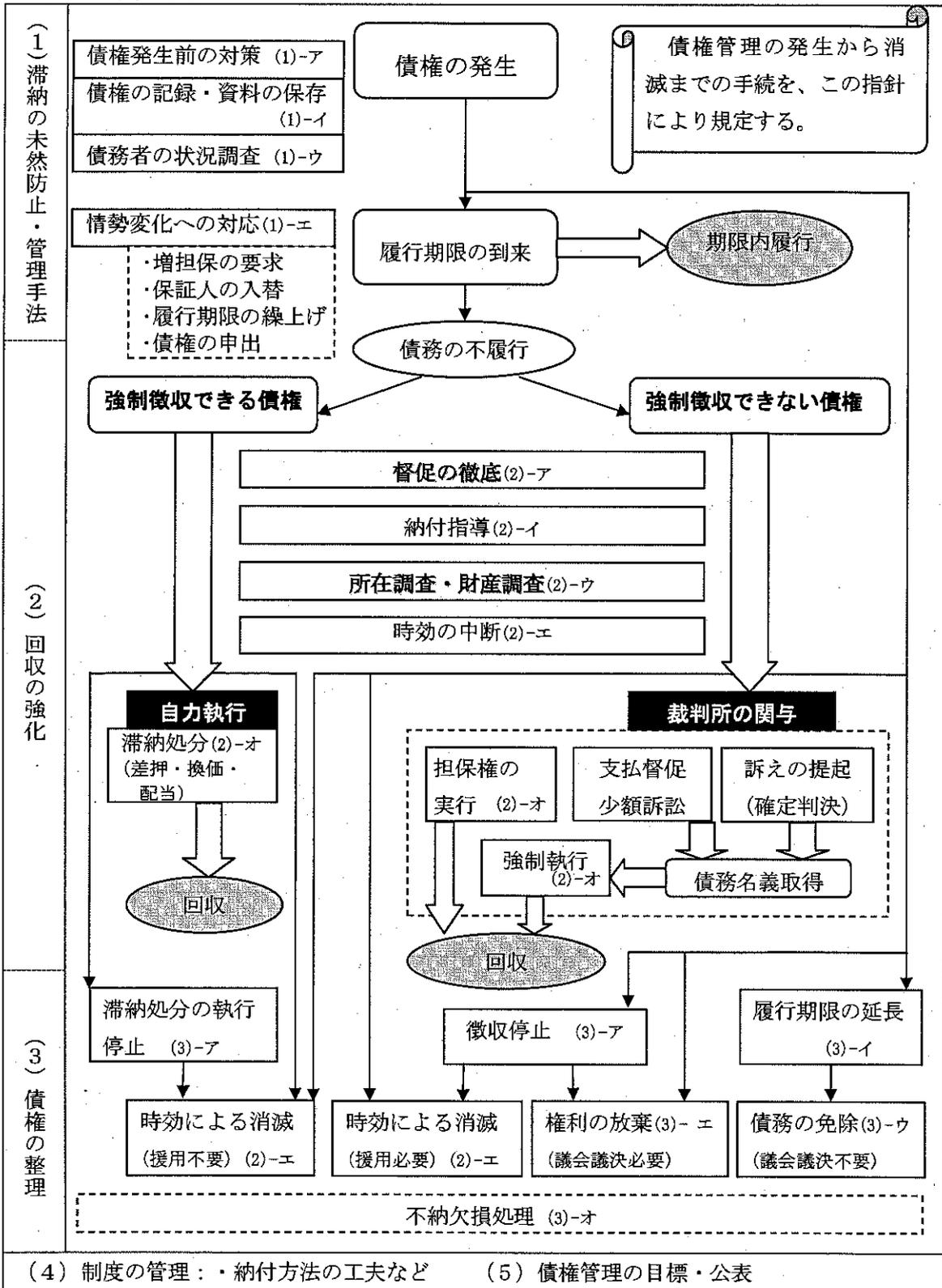
#### (4) 制度運用の強化

- ・ 口座振替等の滞納未然防止に向けた収納方法の工夫や延滞金等の適切な運用など、制度そのものが持続可能なものとなるよう、必要に応じて、制度の見直しを継続する。

#### (5) 債権管理の目標・公表

- ・ 未収金徴収額等の目標設定を行うとともに、徴収額に現れない指標を併用して検証を行う仕組みを構築する。
- ・ 三重県債権管理推進会議の場を活用し進行管理等を行う。

(参考) 事務処理フロー



※ [ ] は、「5 債権管理の具体的取組」の主な項目で、( ) 数字は、以下個別説明の項目

## 5 債権管理の具体的取組

### (1) 滞納の未然防止・管理手法

#### ア 債権発生前の対策

県の行う貸付けについては、リスクがあることで他の主体が行わないことが前提のものもあり、貸付リスクは潜在していることも再認識した上で、貸付時の審査を厳格化し、債務者や保証人に対する制度の周知の徹底など、適切かつ慎重に審査を実施する。また、債務者の本籍地は、必ず確認することとする。

審査事務において、必要に応じて納税証明書や所得証明書や保証人の所得・資産等を把握できる書類の提出を求める。特に、財産審査において、弁済する資力を有しない者が連帯保証人になることを禁止する。

#### イ 債権の記録・資料の保存

(様式等の統一)

新規未収金の発生に際して、全庁で利用できる債権管理簿の様式を定めておくことは重要である。しかし、既に作成済みの様式を変更するかは債権担当課において慎重に判断する。

規定で対象項目を示し、様式は標準様式とするなどの工夫が必要であり、対応マニュアルを作成する際にも、標準様式例を定め、債権の実態に応じて修正し利用可能な様式集を作成する(別添1参照)。

(未収金の管理記録)

未収金の管理記録は、それを怠ると裁判等の敗訴に繋がる懸念もあり重要な事務である。債権担当課は、当初契約書類と各種変更届等をまとめ、最新の内容を確認できるよう整理を行う。

また、会計事務の自己検査に準じて債権管理事務も担当者だけでなく、所属長等が確認できる仕組みを構築する(別添2参照)。

(職員の証明書)

自力執行権を有する債権については、地方自治法を根拠とした滞納処分を行う職員の身分を示す証明書及びその様式を定める。

#### ウ 債務者の状況調査

担当者が交代しても同じような対応が可能ないように、債権管理簿を活用し未収金の記録を行う。あわせて、1件(債務者毎)の債権管理簿が膨大な場合には引継書の活用を行う。

電話対応を行う場合に何を説明し、何を約束するべきなのかまた、何をしてはいけないのかといった標準対応を、標準マニュアルの作成と同時に定める。

#### エ 情勢変化への対応(履行期限の繰上げ、債権の申出等)

主債務者に支払い能力がない場合、連帯保証人への請求を原則とする。

債務者の状況に応じ、担保や保証人の追加・変更を行い、債権の保全・回収のための確な措置を講じる。

地方自治法施行令 171 条の 3 及び 171 条の 4 に定める、履行期限の繰上げ、債権の申出等を適切に行う。

## (2) 債権回収の強化

### ア 督促の徹底

督促を行う際に必要な督促状の送付時期等の統一的な定めがなかったので、地方税法における規定と同じく、原則として発送期日を納期限経過後 20 日以内、督促状において指定する納付期限を、督促状を発する日から起算して 10 日を経過した日とする。

あわせて、当分の間特定の債権についてはこの基準の適用を除外できるものとする。

### イ 納付指導

迅速かつ適切に納付交渉・納付指導を行い、早期回収につなげる。

滞納月、1 ヶ月後、3 ヶ月後、6 ヶ月後、1 年後といった時系列に沿って、滞納整理の標準対応を、標準マニュアルの作成と同時に定める。

あわせて、全庁的に強化月間を定める（別添 3 参照）。

また、会計事務の自己検査に準じて債権管理事務も担当者だけでなく、所属長等が確認できる仕組みづくりを構築する（再掲：別添 2 参照）。

電話対応を行う場合に何を説明し、何を約束するべきなのかまた、何をしてはいけないのかといった標準対応を、標準マニュアルの作成と同時に定める（再掲）。

### ウ 所在調査・財産調査

#### (所在調査)

住民票又は戸籍の入手、勤務先の確認などにより滞納者の所在の把握に努める。

#### (財産調査)

(ア) 債務者の協力が得られる場合：資産や収入の申告書の徴収

(イ) 債務者の協力が得られない場合：法務局、運輸支局への調査を実施。金融機関、電話会社、電気会社、保険会社その他の機関へは調査の協力を要請する。

なお、貸付金等（履行期限延長の特約など債務者の利益になる場合を含む）において、調査に同意する旨の文書を貸付等決定前に提出することの義務付けを検討する。

### エ 時効の中断等

債権には公法上の債権と私法上の債権があり、時効の期間については、公法上の債権はそれぞれの特別法等の規定を、私法上の債権は民法の規定を適用する。

公法上の債権であれば、時効の期日の到来によって、債務者による時効消滅の主張（援用）を必要とせず自動的に完成するが、私法上の債権であれば、期日が到来しても債務者による時効の援用がなければ債権が消滅しないことに注意が必要である。

未収金の時効による消滅を防止するため、時効中断の手続を確実に行う。

特に一部弁済の場合の時効中断の範囲については、債務者が全部の債務について承認する趣旨で一部弁済したと認められるか否かがポイントとなるため、法的紛争に備えた対応が必要である。

#### オ 法的措置（強制徴収、強制執行等）

##### （強制徴収）

地方税等の滞納処分の場合によるとされた債権（自力執行権のある債権）においては、地方税法等の定める要件に該当する場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならない（国税徴収法 47 条 1 項 1 号、地方税法 68 条 1 項 1 号等）。

なお、一定の場合に徴収猶予、換価猶予、滞納処分の執行停止を行うことは可能（地方税法 15 条～15 条の 8）

##### （強制執行等）

その他の債権においても、納期限までに納付しない者に対して督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止又は履行期限の特約等の措置をとる場合その他特別の事情があると認められる場合を除いて、担保権の実行、強制執行又は訴訟手続きによる履行の請求（担保権の実行を行ってもなお履行されない場合を含む）の措置をとらなければならない（地方自治法施行令 171 条の 2）。

特に、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法 240 条、地方自治法施行令 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除することは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」とする最高裁判所の判例に留意する（最判平成 16 年 4 月 23 日）。

#### カ 民間委託の活用

弁護士・民間債権回収会社・徴収専門員（嘱託職員）等の活用を図る。

### （3）債権の適切な整理

回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理のルールを整理し、債務者の状況により法令等に基づいた徴収緩和の措置を講じる（別添 4 参照）。

#### ア 徴収停止

自力執行権のある債権については、地方税法の定めにより「滞納処分の執行停止」の要件に該当するかを判断する。

その他の債権については、地方自治法施行令 171 条の 5 に定める「徴収停止」は、県税の場合の執行停止のような不納欠損事由とならず、債権管理に活用されていない。例えば、休眠法人については、徴収停止の要件の一つとなっているので、対応ルールを整理する（別添 5 参照）。

徴収停止をすると、当該債権の完全な実現を図るための一切の手続である「保全及び取立て」をしないことができるため、徴収可能な債権の回収業務に集中することが可能

となる。なお、地方税法における執行停止後 3 年経過後に時効消滅するようなルールがないことに留意する。

#### イ 履行期限の延長

自力執行権のある債権については、地方税法の定めにより「徴収猶予」等の要件に該当するかを判断する。

その他の債権については、無資力について、その基準を作成し、地方自治法施行令 171 条の 6 に定める「履行延期の特約等」の制度を活用する（別添 6 参照）。

「履行延期の特約等」を優先するとともに、客観的・合理的に徴収上有利な場合には分割納付誓約書を提出させることとし、「分割納付が不履行となった場合は、法的手続を受けても異議がない」旨の文言を加え、必要な場合は法的措置が可能となるような対策を講じることが望ましい。

「履行延期の特約等」の調定については、納期限が到来するものに対して調定を行うことが可能となるよう会計規則や同運用方針における取扱を整理する。和解等の取り扱いについても、県のルールを整理する。

#### ウ 債務の免除

・非強制徴収公債権及び私債権においては、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

・債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについても同様に免除することができる。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

・これらの免除をする場合は、議会の議決は要しない。

#### エ 権利の放棄

私債権においては時効完成による債権の消滅には、債務者による時効の援用が必要なため、時効完成後も法律上債権は存続するため管理を行っている現状にあるが、行方不明の場合や債務者が無資力に近い状態であるなど回収可能性が極めて低い未収金を長期間管理していくことは適正で効率的な債権管理という観点からは好ましくない。

法令等の定めによれば、このような場合には県議会において債権放棄の議決を受け、債権を消滅させる手段を取ることが可能であるが、これまでは、債権放棄の議決を受けるための明確な基準が不明で、現状の債権管理内容が議決を受けるのに十分であるか提案部局で判断できないことから、本県においては債権放棄を行った事例がないが、取り組んでいく。

## オ 不納欠損処分

会計規則運用方針（26 条関係）には、「消滅時効の到来しない債権について不納欠損の処分をすることは、特別の事由がある場合を除き妥当な措置ではない。」とされており、特別な事由が明示されていないために、債権放棄の議決及び時効による債権の消滅以外の理由による不納欠損処分の手続がとりにくい状況にある。

しかし、他県での事例や過去の事例を鑑み特別な事由と整理できる事例を参考に、不納欠損処理が可能となるルールの拡大を図る。特に、破産法等による免責を受けた債権に対する考え方を整理する（別添 7 参照）。

不納欠損後の納付については、公債権の場合は誤った不納欠損処理を修正し調定を復活して収納することになる。ただし、時効完成後には収納はできず、誤って収納した場合は還付する必要があるので留意する。

私債権の場合は時効の利益を放棄したことになり、別途調定を行い収納する。

なお、個人の破産による場合などは、破産者からの自主納付という扱いのため、寄附として収納することも考えられる。

## （４）制度運用の強化

### ア 納付方法の工夫

マルチペイメントの活用やクレジットカード納付の利用など納付者にとって利用しやすい納付方法の工夫を検討する。

※ ゆうちょ銀行からの引き落としやコンビニ収納についてもその仕組みの拡大を図ることを検討する。

### イ 延滞金等の通知（延滞金・遅延損害金・違約金）

（公債権）

延滞金の滞納者への通知を徹底するとともに、減免の要件（別添 8 参照）を明確化し、基準に沿って必要な減免処理を各部において行うこととする。

（私債権）

遅延損害金についても、県庁関係部局へ制度を周知し、契約上に特約や違約金の設定がない場合でも法定利率（5%又は 6%）を請求することを債務者に通知した上で徴収を行うこととする。

私債権についても公債権と同じように減免が可能となるよう、三重県税外収入通則条例（昭和 39 年 3 月 25 日三重県条例第 13 号。以下「通則条例」という。）の規定を見直すこととする。

（遅延損害金）

私債権における延滞金の名称については、可能な限り遅延損害金・違約金との呼称に変更を検討し、通則条例に私債権についての規定を設ける際に見直しを行う。なお、国の制度がある貸付金では違約金の名称を使用する例が多い。

遅延損害金（違約金）については、民法 415 条の「請求できる」権利を行使しない場合に県の不作為と取られないよう留意する。

#### ウ 標準マニュアルの策定

実務マニュアルや標準様式例などをまとめた「標準マニュアル」の策定により、初任者であっても債権に関する必要な知識の取得を可能とする。庁内の債権管理の方法を共有することで、担当者間の情報のやりとりを活発化し担当者のネットワークを構築する。

担当職員が 1 名では相談・引き継ぎ・臨戸回収等が困難であるので、少なくとも複数の職員と副課長（係長）との体制が望ましい。

#### エ 研修機会の提供

弁護士相談の機会、外部・内部研修会の開催や実務マニュアルの作成などにより専門知識を取得・保持する。

#### オ 債権管理の一層の推進

地方自治法等の各部局にまたがる課題で、制度の改正を伴うものについては、必要性を検討した上で法律改正等の要望を行う。

### (5) 債権管理の目標・公表

#### ア 債権管理の目標及び処理計画の作成

未収金徴収額等の目標設定を行うとともに、徴収額に現れない指標を併用して検証を行う仕組みを構築する（指標の例：訪問回数、電話催告回数、文書送付回数など）（別添 9 参照）。

#### イ 県民への公表

PDCA サイクルに基づく取組の推進を図るため、目標及び処理計画は県民へ公表する。

#### ウ 推進組織

債権管理推進会議の設置目的にある、情報の共有化と債権管理手法の検討および進捗管理のほか、各部局等に対して指針に基づいた助言を行う。

### (6) その他

#### ア 間接貸付金

国制度との関連については慎重な対応が求められ、事前に国等の免除を受けておこなうなど、県のルールと異なる対応が必要となる。このため、財政上県の利益に適合するような対応に努める。

#### イ 繰上償還の規定

原則として繰上償還条項（期限の利益喪失条項）を定めることを基本とする。なお、貸付金について、銀行取引約定書の事例に準じた条項の発動条件を整理する（別添 10 参照）。

#### ウ 事務決裁委任規則の整理

督促や延滞金徴収、差押え等の委任規則についても見直しを図る。その場合、迅速な対応が必要な業務であれば、専決者を課長などとすることを検討する。

#### エ その他

自力執行権のない債権間での債務者の状況の共有については、法的にその可否の判断が分かれているところであり、今後その実現可能性について検討を続ける。

### 6 今後のスケジュール

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

各債権担当課においてはこの指針に基づき、速やかに内部規定の整備を行う。

なお、5-(4)-ウ標準マニュアルの策定については、平成 25 年度中に行う。

### 7 今後の課題

今回の指針により、債権管理の手続が整理され、より積極的に債権の回収を強化するものと徴収を緩和するものとの区別がされ、徴収可能な債権の回収業務に一層集中することが可能となる事が期待されるが、指針の手続を行ったとしても一部の未収金において長期間の管理が必要な状況が継続することも予想されている。回収可能性が全くないかあるいは極めて低い未収金を長期間管理していくことは、適正で効率的な債権管理という観点からは好ましくないものといえる。

この様な状況を変えるため、近年、他都道府県や市町村においては適正かつ迅速な債権管理の一環として、債権回収を強化するために訴えの提起の手続や債権放棄の条項を備えたいいわゆる「債権管理条例」を設ける動きがある。これは、議会において事前に認められた一定の条件の下で、議決を要しない訴えの提起や債権放棄を規定しその範疇で訴訟手続の迅速化や債権放棄を図るもので、これにより適時の強制執行が可能となり、徴収可能な債権の回収業務等へ集中できる効果が期待できることとなる。

今後も、債権管理の方策を改善していく中で、訴えの提起や債権放棄について、その手続の効率化が図られるよう検討を続けていく必要がある。

## 別添 1

### 債権管理簿の整備

記録の整備は、債権管理の最も基本的な事項であり、特に訴訟までを視野に入れた場合は必要不可欠となる。

そこで、各債権担当課は、新規未収金が発生した際は、以下の項目を記載した債権管理簿を整備することとする。

今後、債権管理マニュアル等で債権管理簿の標準様式例を示し、保有する債権の性質及び内容に応じて債権担当課で適宜修正して使用可能なものにする。

なお、既に作成済みの様式を変更するかは債権担当課において慎重に判断する。

#### 債権管理簿に記載する事項

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所
- (3) 債権の額
- (4) 債権の発生及び徴収に係る履歴
- (5) その他、必要と認める事項

## 別添 2

### 債権管理の自己検査の実施について

#### 1 目的

債権管理の強化を推進するためには、まず、各所属において債権管理に対する認識を高め、日ごろから適正な管理を行うことが重要である。

については、債権の管理に関する事務につき、担当者だけでなく所属長等が確認できる仕組みとして、毎年度1回自己検査を行うこととする。

#### 2 回数・時期

年1回 出納の会計事務自己検査の後期の実施時期にあわせる。

原則として・・・11月1日から1月31日までに期間内に1回

#### 3 検査対象債権

検査日時点の収入未済債権（前年度からの繰越債権、現年度発生債権）

#### 4 実施者（点検者）

所属長（ただし、所属長は、点検について所属の職員をもって行わせることができる。）

#### 5 実施手順

① 所属長が債権ごとに、自己検査チェックリストを使用して検査を実施

##### ➤ 点検項目

- ア 債権管理簿の点検・更新
- イ 債務者の状況確認
- ウ 督促状の送付
- エ 定期的な催告の実施
- オ 時効管理の確認

② 所属長は検査結果が「概ね適正に管理できている」以外の場合は債権管理自己検査報告書を作成し、自己検査チェックリストのコピーを添付して各部局財務主管課へ提出

↓

各部局財務主管課は、債権管理自己検査報告書（添付の自己検査チェックリストを含む。）のコピーを、税務・債権管理課債権管理グループへ提出

### 別添3

## 三重県 税外債権 徴収強化月間 について

### 1 目的

税外未収金を放置することは、財政を圧迫し行政サービスに支障をきたす恐れがあるだけでなく、きちんと納付された県民との公平性を欠くことにもなる。

そこで、県では25年度から11月（又は12月）を徴収強化月間と定め、納める資力がありながら納付しようとしなない滞納者に対して、徴収強化を図っていくこととする。

### 2 実施回数・時期

年1回 11月（又は12月）

（参考）県税の「差押強化月間」は12・1月

### 3 取組内容

文書、電話、臨戸訪問による催告

必要に応じて法的措置を前提とした催告（財産調査を含む。）

なお、具体的な取組内容は各債権の状況に応じて最適なものを各所属又は部局で選択することとする。

## 別添 4

### 債権回収と債権整理のルール of 整理

「回収対象債権」と「整理対象債権」の仕分けは、次のとおりとする。ただし、仕分けに迷う場合は回収対象債権として取り扱う。

**回収対象債権** … 債権の保全又は取立てをすべき債権（「整理対象債権」以外の債権）

具体的には、以下の対応を予定している債権

- ① 催告の継続
- ② 滞納処分（強制徴収公債権に限る。）
- ③ 訴訟手続及び強制執行手続（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- ④ その他（徴収猶予、換価の猶予、破産手続への対応等）

**整理対象債権** … 債権の内容の変更又は消滅をすべき債権

具体的には、①～③、⑧の対応を予定し、又は④～⑦の事由が生じている債権  
（≒最終的に不納欠損の整理を予定する債権）

- ① 滞納処分の執行停止（強制徴収公債権に限る。）  
徴収停止（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- ② 免除（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- ③ 債権の放棄（地方自治法第96条第1項第10号）
- ④ 消滅時効の完成（私債権の場合は、債務者がその援用をしたとき。）
- ⑤ 法人の清算終了
- ⑥ 債務者が死亡し、限定承認があったとき（相続によって得た財産の限度において納付される額を除く。）。
- ⑦ 法令（破産法第253条第1項等）の規定により、責任を免れたとき。
- ⑧ その他

## 別添 5

### 休眠法人への対応ルール

#### I. 私債権・非強制徴収公債権の場合

##### 1 徴収停止

休眠法人が地方自治法施行令第 171 条の 5 第 1 号に該当するときは、徴収停止の措置をとることができる。

(ただし、保証人等に支払い能力がある場合は、徴収停止は行わない。)

#### 地方自治法

(徴収停止)

第七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

二、三 略

##### 2 徴収停止後の措置

徴収停止後に、債務者の資産状況が好転した場合には、徴収停止の措置を取り消さなければならない。その場合、再度、債務者に対して、債務の履行を促していくこととなる。

一方、債務者の状況に変化がない場合、消滅時効が完成した場合（私債権は時効の援用が必要）や、議会議決による債権放棄があった場合等に、不納欠損処理を行う。

徴収停止	→	{ ア 時効完成（私債権は時効援用必要） イ 議会議決による債権放棄	→	不納欠損
------	---	--	---	------

### 3 休眠法人に対する債権管理 「債権管理法講義（大蔵財務協会）p175より」

企業倒産の場合には、倒産し、操業を停止した後、とるべき解散手続その他の残務処理を行わないで事業を放棄するような事例がしばしば見受けられ、法人格は存続するが、その法人の残存財産は全くないか、又はあっても強制執行費用を超える配当が得られない場合が多い。こういった状態にある法人に対する債権にあつては、いたずらに管理の手数と費用を労するだけであるので、国（県）が引き続き積極的に管理する実益はまず認められない。

## II. 強制徴収公債権の場合

強制徴収公債権については、滞納処分の執行停止（地方税法第15条の7）の規定によることとなる。

（参考）

「休眠法人」とは

法律等によって定義はさまざまで、一律の定義は困難。ここでは、自治令171条の5（徴収停止）第1号の「その事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くな（い）」法人を休眠法人と一応位置づけている。

## 別添 6

### 履行延期の特約等（非強制徴収公債権・私債権）

履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）

地方自治法施行令第171条の6第1項各号の事由があるときは、履行期限を延長する特約（私債権）又は処分（非強制徴収公債権）をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることができる。

#### I 無資力要件の解釈について

地方自治法施行令第171条の6第1項第1号の「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。」の解釈については、これまで債権担当者により区々であったため、債権管理マニュアル等に以下のとおり掲載することにより解釈を統一する。

「無資力状態」とは、

債務者がその生計を維持するに足る資力を有しない程度の生活状態にあることをいう。端的に言えば、債務者が生活保護法による扶助を受けているか、又はこれに準ずる程度の生活状態にある場合をいう。

「無資力に近い状態」とは、

債務者の生計を圧迫することが社会通念上過酷であり、かつ、債権を取り立てる上においても、既定の期限によることがかえって取立ての効率を阻害すると認められる場合において行われるものである。

国の債権の管理等に関する法律においては、『24条1項1号（注：地方自治法施行令における第171条の6第1項第1号に相当する規定）は特に対象を限定してはいないが、主として個人債務者を対象とするものであり、法人である債務者は一般には含まれないものと解してよい（債務者である法人が法21条の徴収停止事由に該当し、個人である保証人からの弁済によるほかはない場合は、その保証人の資力状態によっては本号を適用して履行延期をすることも考えられる。）。』とされており、本県も同様に扱うこととする。

（補足）

「無資力に近い状態」というのは、用語の感覚からすれば、無資力にきわめて近い状態をいうもののように、厳しく解釈され易いが、債権の履行延期の要否を決定するにあたっては、債権金額の大きさに対する債務者の弁済能力の相対的な関係を無視するわけには行かないので、「無資力に近い状態」という基準は実際問題としては、相当弾力的に運用されている。「債権管理法講義 p202」

## II 履行延期の特約等に必要要件の統一化

### 1 履行期限を延長することができる期間

履行延期の特約等をする場合においては、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には当該履行延期の特約等をする日）から5年（地方自治法施行令第171条の6第1項第1号又は第5号に該当する場合にあっては10年）以内において、その延期に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等することを妨げない。

履行延期の期間について地方自治法には定めはないが、漫然と延期することは望ましくないため、「国の債権の管理等に関する法律」第25条に準ずることとする。

### 2 延納担保の提供等

履行延期の特約等をする場合において、債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対し、期限を付して、次に掲げる事項のうち必要な行為をさせるものとする。

- (1) 担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保の変更をすること。
- (2) 債務名義を取得すること。
- (3) 債務証書を提出させること。

### 3 履行延期の特約等の条件

履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

- (1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- (2) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。
  - ア 債務者が県の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
  - イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。
  - ウ 地方自治法施行令第171条の4第1項に掲げる理由が生じたとき。
  - エ 債務者が第1号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。
  - オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。

#### 4 延納利息の徴収

履行延期の特約等をする場合においては、延納利息を付するものとする。延納利息の率は、三重県会計規則第 81 条第 1 項の「知事が別に定める率（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条に規定する率）（平成 24 年度は年 3.1%、平成 25 年度は年 3.0%）」とする。

延納利息の率について地方自治法には定めはないが、履行遅延の場合の遅延損害金利率（法定利率）とのバランス<sup>(※)</sup>を図るため、それよりも低い利率であり、また、類似のケースであると考えられる三重県会計規則第 81 条（履行遅延に対する違約金）で規定する率に準ずることとする。

(※) 国の債権の管理等に関する法律が基準としている利率（5%）を採用すると、履行延期の特約等をしていないときの遅延損害金 5%（民 404）と同率となり、債務者にとってメリットのない、使い勝手の悪い制度となってしまう。

#### 延納利息を付さないことができる要件

ただし、次の各号の一に該当するときは、延納利息を付さないことができる。

- (1) 地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号に該当するとき。
- (2) 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権ですでに利息を付することとなっているものであるとき。
- (3) 履行期限の特約等をする債権が利息、延滞金その他法令又は契約の定めるところにより、一定期間に応じて付する加算金に係る債権であるとき。
- (4) 履行延期の特約等をする債権の金額が 1,000 円未満であるとき。
- (5) 延納利息を付することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が 100 円未満であるとき。

(参考)

**地方自治法**

(債権)

第二百四十条

- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

**地方自治法施行令**

(履行延期の特約等)

第一百七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
  - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
  - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
  - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
  - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

## 別添 7

### 三重県 不納欠損基準

- (1) 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき（法律の規定により時効の援用を要しないものであるときは、消滅時効が完成したとき。）。
- (2) 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を経て権利を放棄したとき。
- (3) 地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権が国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)第 153 条第 4 項及び第 5 項並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 15 条の 7 第 4 項又は第 5 項の規定により消滅したとき。
- (4) 裁判所の判決により債権の不存在が確定したとき。
- (5) 債務者である法人の清算が終了したことにより当該法人の債務が消滅したとき（当該法人の債務について、他の弁済の責に任ずべき者があり、その者について第 1 号から第 7 号までに規定する理由がないときを除く。）。
- (6) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号)第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。
- (7) 債務者が死亡し、限定承認をした相続人が、その相続により納付の義務を負うこととなった債務について、相続によって得た財産の限度において納付してもなお未納があるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により、権利を消滅させ、又は権利が消滅したとき。

(参考)

債務者が破産を受けた場合の債権に対する考え方

(法人の場合)

清算の終了により、法人格が消滅した場合であっても、時効完成をまって不納欠損処理している事例があるが、時効完成を待つことによる効果がないため即時不納欠損処理を行う。

(個人の場合)

破産により免責を受けた債権の取扱いについては、県庁内でも対応が分かれているが、債権について法律上の理由により徴収できないときは、即時に不納欠損処理を行うこととする。ただし、強制徴収公債権の場合は免責されないため不納欠損処理の必要はない。

※ いずれも連帯保証人がいない場合の対応とする。

(参照条文)

地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

## 国税徴収法

(滞納処分の停止の要件等)

第百五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分を執行することができる財産がないとき。
- 二 滞納処分を執行することによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

## 地方税法

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

## 破産法

(免責許可の決定の効力等)

第二百五十三条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

- 一 租税等の請求権
- 二 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
- 三 破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権（前号に掲げる請求権を除く。）
- 四 次に掲げる義務に係る請求権
  - イ 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
  - ロ 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
  - ハ 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務
  - ニ 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務
  - ホ イからニまでに掲げる義務に類する義務であつて、契約に基づくもの
- 五 雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権及び使用人の預り金の返還請求権
- 六 破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかつた請求権（当該破産者について破産手続開始の決定があつたことを知っていた者の有する請求権を除く。）
- 七 罰金等の請求権

## 会社更生法

### （更生債権等の免責等）

第二百四条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

- 一 更生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利
- 二 更生手続開始後に更生会社の取締役等（取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人又は代表清算人をいう。）又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権
- 三 第二百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権
- 四 租税等の請求権のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの

## 別添 8

### 三重県 税外収入通則条例（公債権対象） 延滞金減免基準

三重県税外収入通則条例（昭和 39 年 3 月 25 日三重県条例第 13 号）第 5 条第 5 項に規定する納期限までに税外収入を納付しなかったことについてのやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

- 1 納付者が災害、病気その他自己の責に帰することができない理由により納付の資力を失ったとき。
- 2 納付者が交通の途絶によりやむを得ず納付できなかったとき。
- 3 納付者が法令により身体を拘束された場合において、他に納付する者がいないとき。
- 4 税外収入の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められる場合に、その送達に代えて公示送達をしたとき。
- 5 教育、療養、社会福祉等の目的で県の行う事業に関する税外収入（他県の例にならい、対象を法令・条例単位等で別に通知する。）
- 6 滞納金の徴収の猶予を決定したとき。
- 7 滞納処分の執行を停止したとき。
- 8 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

※ 私債権については、国の方針等も考慮して、今後減免基準の要否も含めて検討を行ったうえで判断する。

## 別添9

### 債権徴収額の目標設定及び活動指標を併用した検証の仕組み

#### ○目的

債権管理の強化の取り組みとして、債権の回収・整理を総合的かつ計画的に推進するため、県全体の税外滞納債権を債権の種類ごとに回収対象債権と整理対象債権に仕分けを行い、それぞれの処理目標を定めた債権処理計画を策定するとともに、年度終了後に計画の達成状況を策定し、公表することとする。

#### ○公表回数・時期

1回

9月又は10月頃

前年度実績+当年度目標

#### ○公表方法

県ホームページ

#### ○計画実績様式

別途定める。

#### ○特徴

- ・滞納繰越債権と現年度発生債権を区分して記載することにより、新規高額未収金の影響を除外した達成実績をも示すことができる。
- ・部局ごとの集計作業がしやすいように様式を工夫している。

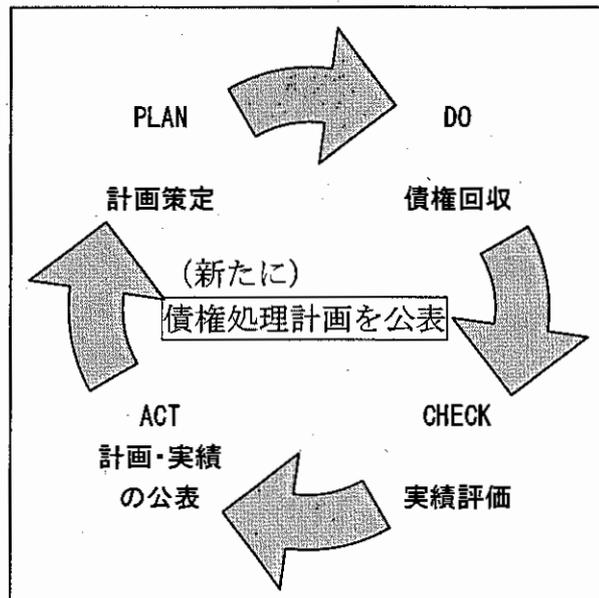
#### ○債権処理額の目標設定

債権ごとに、処理額（回収額、整理額）の数値目標を設定する。

#### ○活動指標を併用した検証

数値目標に加え、目標設定時に「取組姿勢」を、実績評価時に「取組実績」を文章で記述し、徴収額に現れない指標を併用して検証を行う仕組みとする。

催告回数等の活動指標を記述するかどうかは「任意（各債権担当課で判断）」とする。



## 別添 10

### 履行期限の繰上げ（地方自治法施行令 171 の 3）〈非強制徴収公債権、私債権〉

#### 1 地方自治法施行令

##### （履行期限の繰上げ）

第七十一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

- ・ 履行期限が到来するまでは、債務者に「期限の利益」があるため、債務の履行を請求することはできないが、債務者が破産手続開始決定を受けるなど一定の事由が発生した場合は、遅滞なく履行期限の繰上げの手続をとる必要がある。
- ・ 債務者が期限の利益を失う場合として、破産手続開始決定などが民法等に規定されているが、破産手続以外の倒産手続（会社更生、民事再生等）には適用がないので、貸付に際して、原則として契約書中に繰上償還条項（期限の利益喪失条項）を定めることを基本とする。

#### 2 履行期限を繰上げることができる事由の例

- (1) 債務者が破産開始手続の決定を受けたとき。
- (2) 債務者が自ら担保を滅失し又は損傷したとき。
- (3) 債務者が担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。
- (4) 債務者である法人が解散したとき。
- (5) 債務者が死亡した場合において相続人が限定承認をしたとき。
- (6) その他、法令又は契約に基づき債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたとき。

3 契約書中に定める繰上償還条項（期限の利益喪失条項）例

【貸付金等分割して弁済させる債権】（銀行取引約定書を参考に作成）

※債権の性質に応じて必要な項目を加除することができることとする。

（甲…県、乙…債務者 の場合）

第●条（期限の利益の喪失）

乙が次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、甲は、乙に対して、直ちに貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- ① 債務者が県に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- ② 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- ③ 担保の目的物について差押え、又は競売手続の開始があったとき。
- ④ その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

（参考）

期限の利益は、債務者のために存するものと推定されるので（民 136）、債権の履行期限を繰り上げ、債務者の期限の利益を奪い即時に履行させることは、法律又は契約において特に認められた場合でなければならない。

（1）法律に定める場合

- ① 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき（民法 137）
- ② 債務者が担保を滅失させ、損傷させ又は減少させたとき（民法 137）
- ③ 債務者が担保提供の義務を怠ったとき（民法 137）
- ④ 債務者が死亡し、その債務について限定承認があったとき（民法 930）
- ⑤ 債務者が死亡し、相続財産の分離が行われたとき（民法 947）
- ⑥ 債務者が死亡し、相続財産法人が成立した場合において相続人のないことが明らかになったとき（民法 957）

等

（2）契約に定める場合

それぞれの契約の内容として、種々の繰上げ事由を定めることができる。

<『債権管理法講義（大蔵財務協会）』より>

# 県庁舎等適正保全指針

平成25年3月

三重県総務部

## 県庁舎等適正保全指針

本指針は平成24年3月に策定した「みえ県有財産利活用方針」に基づき、庁舎など県有施設の長寿命化を図るため、適切な保全を計画的に実施し、あわせて環境負荷の低減、ランニングコストの縮減を図り、施設に係る財政的な負担を長期的な観点で縮減することを目的とし、今後の施設保全の基本的な考え方を示すものとして策定します。

### 1 県有施設の現状と課題

県有施設（行政財産）は、庁舎・警察署をはじめ住宅、学校、文化施設から防災目的の備蓄倉庫など多様な用途を有していますが、道路、橋りょう、公園等いわゆる公共インフラ資産、地方公営企業の所有する財産を除くと総数は約5,000棟、延床面積の合計は約213万平方メートルと膨大なものとなっています。

これらのうち維持・修繕費用が増大する竣工後30年以上経過したものが40%を超え、10年後には、新築や除却がない場合約70%が竣工後30年以上経過することとなります。今後これらの施設の老朽化の進行に伴い、維持、修繕又は更新にかかる費用が増大し、大きな財政負担になることが予想されます。

表1 県有建築物の建設年次別延べ面積一覧表（平成23年度現在）

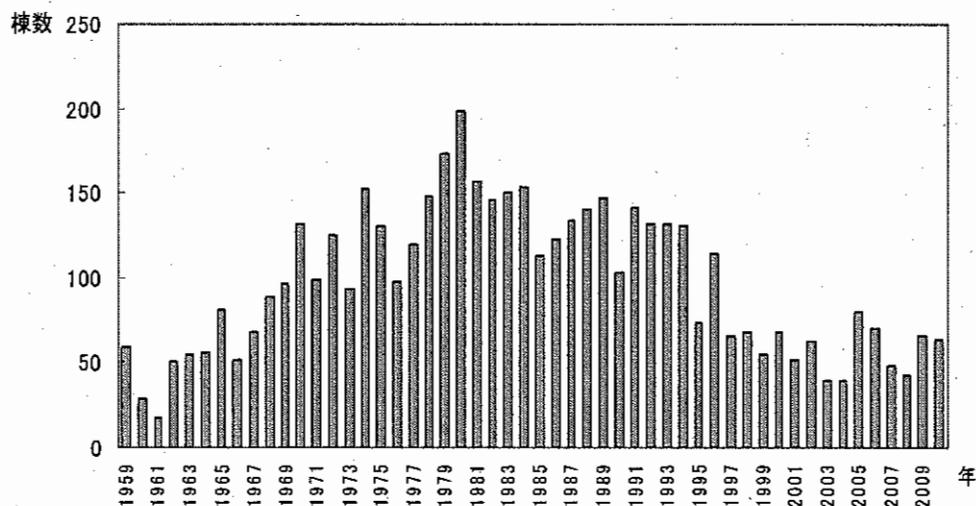


表1 県有建築物の建設年次別 棟数一覧表

## 2 県庁舎等適正保全指針について

### (1) 指針の目的

この指針は、対象施設について、事後的な保全手法から計画的な予防保全に転換することにより、施設の長寿命化及び使用中の施設の性能水準の維持を図ることを目標とし、今後発生する施設保全コストの平準化・縮減を図るための施設保全の基本的な考え方を示すものです。

また、施設の長寿命化を図ることにより、今後発生する更新、改築費用総額の抑制、県全体の毎年度の改修費用等の平準化、施設の改修、改築時における省エネルギー機器の導入等による温室効果ガス排出量の削減、維持管理費用の低減化の効果が期待されます。

### (2) 対象とする施設

本指針において、対象とする施設は、建築、設備の基礎データ（導入時期、仕様等）をデータベース化済みで標準的なオフィスビルである本庁舎（栄町庁舎を含む）及び地域庁舎（桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、志摩、伊賀、尾鷲、熊野の各庁舎）とします。

これらの施設は、国土交通省の提供する「保全情報システム（BIMMS）」（以下「BIMMS」という。）に建築、設備のデータ入力完了しており、今後、庁舎管理事務の中で、改修、修繕履歴や光熱水費等の維持管理費用をBIMMSに適宜追加入力していくことにより、他の施設との比較による保全状況の把握が容易となり、また、県全体としての毎年度の更新、改修費用を把握したうえでの優先度の判断が可能になります。

#### 参考【保全情報システム（BIMMS）とは】

保全情報システム（BIMMS）とはインターネット経由で利用できる、公共施設向けの資産管理データベースです。国土交通省から要請を受けた財団法人建築技術センターが開発・提供し、全国の都道府県・政令市が共同利用するシステムです。このシステムに、施設・設備の基本情報や工事・修繕履歴、不具合履歴を入力・蓄積することで、施設の長寿命化に向けた取り組みのデータベースとしての活用が可能となります。

#### （主な機能）

1. 建物の基本情報及び機器台帳管理
2. 機器の更新及び修繕工事履歴
3. 劣化診断記録

### (3) 今後の施設保全の考え方～計画的な維持管理への転換

建物は定期的に点検を行い常に性能状態を把握し、劣化の状態を予測して適

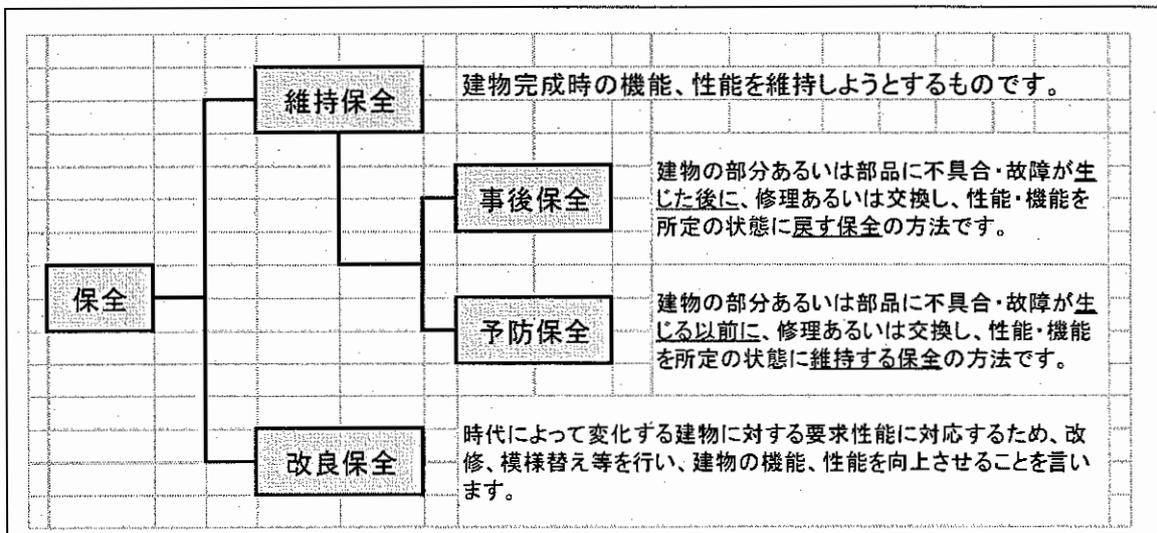
切な時期に保全措置を実施することによって初めて、長期にわたりその性能を保って使用することができると考えられます。こういったことから、定期的な点検及び日常の点検は非常に重要なものと言えます。

これまでは、施設の漏水や外壁の損傷、機器の不具合、故障等が発生してから修繕等の対処をする、いわゆる「事後保全」による管理を行ってきましたが、突発的な故障等が業務や来庁者の利便性に支障を与えたり、財政状況が逼迫する中臨時的な経費の予算確保が難しく対応に時間がかかる等の課題が明らかになってきました。また、機器等の性能低下に伴うランニングコストの増大、故障発生時の損傷の深刻化による修繕費用の増加など、中長期的な視点で見たと時のコスト増も懸念されます。

以上のとおり、従来の対症療法的な「事後保全」では、施設の不具合等がはっきり目に見えるようになってから処置を施すため、突発的な大きな修繕コストが発生し、財政負担を大きくしてきたと言えます。今後は、「予防保全」の観点から、施設設備の保全状況、劣化度を把握し、中長期的な改善、修繕予算も勘案したうえで、各施設設備の改修、修繕を計画的かつ優先度をつけて執行していくことが必要です。

このため、本指針において、今後の施設保全についての基本的な考えを「事後保全」から「予防保全」に転換することを明確に示し、各庁舎管理者がこの考え方のもと、計画的に維持管理に取り組んでいくものとします。

なお、建物の使用状況、耐用年数や、部位・部材の機能が劣化した場合の影響の大きさ、範囲等によっては、「事後保全」で構わない建物、設備もあるので、今後のデータベース管理や中期的な改修等の計画の見直し検討の中で、選別を行っていきます。

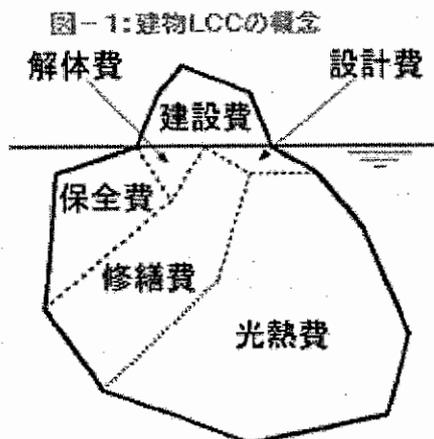


(出典：「青森県県有施設保全マニュアル」より)

### (3) 今後の施設保全の考え方～ライフサイクルコストを意識した改修

#### 建物のライフサイクルコスト（生涯費用）

は、建設に係る企画、設計、建設段階から、完成後の維持管理、運営維持、さらには解体除去までの建物の生涯に係るすべての経費を言います。ライフサイクルコストは、建設に伴うイニシャルコスト（初期投資）の占める割合が大きいと理解されがちですが、実は、その後のランニングコスト（保全費（維持管理費）、修繕費、光熱費、解体費等）が全体の7割から8割と大部分を占めています。ランニングコストは、施設整備の企画・設計段階で決定する要素が大きいため、企画段階からライフサイクルコストの縮減を意識した取組が必要です。



また、施設の改修等に際しても、ランニングコストの低減に向けた取組は有効であると考えられます。

今後、改修の際は、これを好機と捉え、長期間の使用に耐えられる部材の採用、空調機器など設備機器の更新の際は省エネ型機器へ更新を図るとともに、誘導灯など常時点灯している照明など効果の大きいところから照明のLED化を図るなど省エネルギー機器の導入を検討し、エネルギーの消費量を縮減し、ランニングコストの低減に取り組む必要があると考えられます。

#### 【参考】建物LCCの概念

建物を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物の全生涯に要する費用の総額を、建物のライフサイクルコスト（LCC）と言います。建築のLCCは、大別すると「企画・設計コスト」、「建設コスト」、「維持・管理コスト」、「解体・廃棄処分コスト」から構成されています。建築物のコストは、建築費のみを対象に判断しがちですが、建築物の生涯を考えてみれば図-1に示すように、建設費は氷山の一角でしかありません。

また、LCC全体からすると、保全費・光熱費等の維持・管理に要する費用が、非常に大きな割合を占めています。

### 3 取り組みの方向性

本指針で示した考え方に基づく施設保全を行っていくにあたり、各庁舎管理担当者が自主点検やBIMMSを利用したフィードバックを行うためのマニュアル等を策定するため、以下の取組を進めます。

(1) 実施体制の構築

本指針を基に取り組みを進めるため、本庁舎及び各地域庁舎の担当者による会議を開催するなど、施設設備に関する情報を集約・管理し共有化していく仕組みづくりを行います。

(2) 各庁舎管理者による自主点検の実施

設置から長期間経過している建物、設備について、BIMMSに蓄積された仕様や修繕履歴等を分析し、必要のある建物、設備について、経年劣化や外的要因による性能低下の状況等を把握するため、自主点検を行います。また、専門知識が必要な場合には、法定点検時に重点的な調査を依頼します。この点検結果は、修繕計画策定や予算要求時に優先度を判断するための資料として活用します。

(3) 点検結果等のフィードバック、蓄積

施設に関する情報は、統一的なフォーマットでBIMMSに入力、蓄積し、各庁舎管理担当者が維持管理コスト等を庁舎間で比較できるようにするとともに、建物、設備の管理カルテとして、保全状況の把握を行っていきます。

(4) 県庁舎等施設保全マニュアルの策定

本庁舎及び地域庁舎において、自主点検やBIMMSを利用した点検結果等のフィードバックなどの取組を踏まえ、庁舎管理者が、チェックすべきポイントなどについて、情報共有を行いながら、県庁舎等施設保全マニュアルを策定していきます。

また、策定した県庁舎等施設保全マニュアルは、検証を行いながら、他の一般的な建物・施設に活用できる施設保全マニュアルの策定に向けて取り組みを進めていきます。